

第38回福島地方労働審議会

令和4年度福島労働局行政運営方針

最重点施策及び重点施策の取組状況について

令和5年3月8日



目次

○労働行政の最重点施策

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る対応 …… 1
- 2 魅力ある職場づくりの推進 ……10
- 3 東日本大震災からの復興支援 ……24

○労働行政の重点施策

- 1 労働基準担当部署の重点施策 ……36
- 2 職業安定担当部署の重点施策 ……44
- 3 雇用環境・均等担当部署の重点施策 ……69
- 4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策 ……71

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口の運営及び企業への啓発指導

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口の運営
令和2年2月14日から、労働局及び各労働基準監督署・各ハローワークに設置している新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口において、事業主や労働者からの相談に対して丁寧に対応している。
また、労働局健康安全課及に設置している「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」において、事業者や労働者からの相談対応を行った。
- a 新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談
労働局及び各労働基準監督署内の総合労働相談コーナーにおいて、個別労働紛争に係る労働相談を受け付け対応した。
 - b 新型コロナウイルス感染症の影響による賃金や休業手当に関する相談
労働局及び各労働基準監督署において相談を受け付けるとともに、労働基準法等関係法令に基づいて対応した。
 - c 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金等に関する相談
厚生労働省が設けた専用のコールセンター、各ハローワーク及び労働局・雇用調整助成金等事務センターにおいて、制度及び申請手続き等について説明した。
 - d 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する相談
厚生労働省が設けた専用のコールセンター及び各ハローワークにおいて、制度及び支給申請手続き等について説明した。
 - e 新卒者内定取消、入職時期の繰り下げに関する相談
県内2か所の新卒応援ハローワーク及び各ハローワークにおいて、今春から入職予定であった新卒者等及び雇用予定の事業所からの入職時期の繰り下げ等の相談を受け付けるとともに、その回避等に向けて対応した。
 - f 派遣労働者に関する相談
派遣先から予期せぬ労働者派遣契約の解除などが行われ、労働契約も解除された派遣労働者からの相談を労働局において受け付けるとともに、労働者派遣法に基づき対応した。
 - g 母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の労働者に関する休暇取得支援助成金などの相談
妊娠中の労働者や事業主からの母性健康管理に係る相談に対し、労働局において事業主に義務づけられた母性健康管理措置を説明するとともに、休暇取得支援助成金の案内と同助成金を活用した有給の休暇制度の導入を勧奨した。

労働行政の最重点施策

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る対応
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口の運営及び企業への啓発指導

(前頁から続く)

- h 両立支援等助成金介護離職防止支援コース・育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」に関する相談
労働局において、同助成金の制度及び申請手続き等についての相談に対応した。
- I 小学校休業等対応助成金に関する相談
厚生労働省が設けた専用のコールセンター及び労働局において、制度及び申請手続き等についての相談に対応した。
- j 学校等の臨時休業に伴う特別休暇導入に関する相談
労働局において、学校等の臨時休業に伴い影響を受ける労働者からの有給の休暇制度の相談を受け付けるとともに、企業に対して同制度の導入及び助成金活用の働きかけを行った。(令和5年1月末現在 働きかけ186件実施)

特別相談窓口の相談件数と主な内容(令和4年4月1日～令和4年9月30日)

相談件数:1,614件	雇用調整助成金741件 保護者の休暇取得支援(助成金)432件 休業107件、賃金31件、休暇30件
業種件数:1,593件	主な業種 飲食業109件、製造業107件、医療福祉98件 卸売業・小売業27件、労働者派遣業25件
相談者数:1,592人	事業主723人、労働者534人、社会保険労務士237人

(厚生労働省からの指示により、令和4年9月末までで相談内容・件数の集計は終了)

(イ) 企業への啓発指導の実施

特別相談窓口に寄せられた相談、ハローワークに届けられた届出及び各種情報から、感染症の影響による大量の解雇、雇止め、採用内定取消し、退職勧奨等が行われるおそれのある事案について、労働基準関係法令違反の未然防止が図られ適切な労務管理がなされるよう企業への啓発指導を行っている。

○指導実施件数 41件(令和5年1月末現在)

労働行政の最重点施策

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る対応
- (2) 雇用維持・在籍型出向の取組への支援
 - ア 雇用調整助成金等による雇用維持への支援

（事業主の方へ）
令和4年12月以降の雇用調整助成金の特例措置（コロナ特例）の経過措置について

雇用調整助成金の助成内容は令和4年12月以降、通常制度としますが、業況が厳しい事業主については一定の経過措置を設けます。経過措置の対象範囲に該当する場合は**令和4年12月1日から令和5年3月31日**までの助成内容等は以下のとおりです。

経過措置の対象範囲について

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業等について雇用調整助成金のコロナ特例を利用した事業所が経過措置の対象となります。詳しくは本リーフレット「経過措置の内容について」及び動画をご覧ください。

なお、コロナ特例を利用したことがない事業所が、令和4年12月1日以降の休業等について雇用調整助成金を利用する場合は、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります（一部緩和措置あり）。詳細は通常制度のガイドブック及び以下のリーフレットを参照ください。
 (ガイドブック) <https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf>
 (リーフレット) <https://www.mhlw.go.jp/content/1169590/001007940.pdf>


経過措置の内容について (注) 上記は通常、下限は原則1人1日あたりの上乗額、前年度中の前年比は前年比20%以上減少(注2)

判定基礎期間の初日	令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月
中小企業	原則(※2) 2/3 8,355円	2/3
特に業況が厳しい事業主(※3)	2/3 (9/10) 9,000円	-
大企業	原則(※2) 1/2 8,355円	1/2
特に業況が厳しい事業主(※3)	1/2 (2/3) 9,000円	-

(注1) 令和3年1月8日以後の解雇等の有無を確認します。
 (注2) 生産指標が、前年同期比(令和元年から4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1か月10%以上減少している事業主。
 なお、生産指標の確認は、対象期間が1年以上経過した事業主から順次対象となります。詳細は前表を参照してください。
 (注3) 生産指標が、最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。申請月ごとに生産指標の確認を行います。

このリーフレットに記載のないコロナ特例（計画書を提出不要とすることやクーリング期間を適用しないことなど）は、経過措置の対象事業所の場合、経過措置期間中（令和4年12月1日から令和5年3月31日まで）は継続します。

お問い合わせ先 ご不明点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。
 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む
 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP  LL04130801

(ア) 雇用調整助成金等の周知・広報及び迅速支給に係る取組

a 雇用調整助成金等にかかる周知・広報

雇用調整助成金等について、助成内容等の周知・広報を図るため、経済団体等に対して協力依頼を行うとともに、リーフレットを活用した幅広い情報発信等に取り組んできた。

○ 訪問による周知・広報

下記経済団体等を訪問し、傘下企業等へのリーフレットの配付を依頼する等、積極的に活用促進を図った。

【訪問先】

- ・福島県社会保険労務士会
- ・福島県中小企業団体中央会
- ・福島県商工会議所連合会
- ・福島県中小企業家同友会
- ・福島県経営者協会連合会
- ・福島県商工会連合会
- ・福島経営者協会
- ・連合福島

○ 定例報告会、労働局メールマガジンによる周知・広報

毎月開催している定例報告会の資料として、周知用リーフレットの配付や、労働局メールマガジンにより、労働局からの情報発信として電子媒体によるリーフレットの送付等、積極的に活用促進を図った。

○ ハローワークにおける周知・広報

事業主支援アドバイザー等を多数配置し、制度についての周知・広報及び相談支援を行った。

また、今年度も社会保険労務士を雇用調整助成金等アドバイザーに委嘱し要請に応じて事業所訪問支援を行った。

労働行政の最重点施策

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る対応
 - (2) 雇用維持・在籍型出向の取組への支援
 - ア 雇用調整助成金等による雇用維持への支援

(前頁から続く)

b 申請の受付・審査状況

受付及び審査の体制を確保するとともに、進捗状況について把握・管理することにより、迅速な支給を行った。

○ 支給申請・支給決定件数

(※令和2年1月24日(コロナ特例措置適用)～令和5年2月24日現在)

- ・ 雇用調整助成金……………支給申請件数 80,322件
 支給決定件数 79,777件
- ・ 緊急雇用安定助成金…支給申請件数 20,747件
 支給決定件数 20,631件

(イ) トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)に係る取組

新型コロナウイルス感染症の影響により、退職を余儀なくされた方の再就職支援策として創設されたトライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)について、雇用調整助成金とあわせ広く周知を行い、活用促進を図った。

○ 支給決定件数 23件(令和5年1月31日現在)

事業主の皆さまへ

トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)を 2022年4月1日から 拡充します

トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)は、適宜や労力を充ちめてから期間雇用へ移行することを目的に、経歴のない職歴に就くことを希望する求職者を、一定期間(原則3か月)試行雇用する事業主に対して支給する助成金です。

2022(令和4)年4月1日以降にハローワーク等から紹介を受けてこの助成金の対象となる事業主が、これまでに雇用調整助成金を受給していない場合等に、支給額を増額します。

■ 支給金額「増額」の条件
以下の2つの条件を、いずれも満たす必要があります。

- 2020年1月24日以降、雇用調整助成金を受給していないこと
 (休職で、従前が休業調整助成金を受給した場合は適用の対象外となります。)
- 2020年1月24日以降、従業員を解雇等していないこと
 (事業主都合による解雇の場合、退職勧奨を行った場合は適用の対象外となります。)

■ 支給金額
増額の場合も、通常の増額と同様、支給期間は最大で3か月です。求職者が希望する労働時間の長さで支給額が異なります。

増額となる場合の支給額(月額)	新型コロナウイルス感染症対応 トライアルコース ^{※1}	新型コロナウイルス感染症対応 短時間トライアルコース ^{※2}
通常の増額の場合の支給額(月額)	最大5万円	最大3.12万円
通常の増額の場合の支給額(月額)	最大4万円	最大2.5万円

※1 求職者が(試用雇用)：(一週間の所定労働時間が30時間以上の期間雇用)を希望する場合。
 ※2 求職者が(試用雇用(短時間労働))：(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の期間雇用)を希望する場合。

・ トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)の詳細は、厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。
 ・ 助成金の支給には、その他条件があります。詳しくは、雇用調整助成金またはハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL04001 2024

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応

(2) 雇用維持・在籍型出向の取組への支援

イ 産業雇用安定助成金等による在籍型出向の取組への支援

- (ア) 産業雇用安定助成金に係る周知・広報
- ・ 福島労働局HPのトップページに開設している「在籍型出向支援特設サイト－雇用シェアリング－」上において、当該助成金や在籍型出向支援について広く発信するとともに、公益財団法人産業雇用安定センターと定期的に在籍型出向に関する相互の情報を共有し、周知・活用促進を図っている。
 - ・ 事業主に送付する雇用調整助成金支給決定通知書に当該助成金のリーフレットや産業雇用安定センターへの連絡票等を同封し活用促進を図っている。
 - ・ 産業雇用安定センターと連携して事業主等向けセミナーを開催し、在籍型出向のメリットやマッチング支援、手続きに必要な書類作成のポイント、産業雇用安定助成金の概要等について説明するとともに、在籍型出向を実施した企業に対するインタビュー動画を上映して、当該助成金の活用促進と在籍型出向支援の更なる推進を図った。
(7月26日開催 参加者13名)
 - ・ 11月に県内4会場で事業主等を対象に産業雇用安定助成金を含む助成金セミナーを開催し、助成金制度の概要や申請手続きの流れ・留意点について説明し、当該助成金の周知・活用促進を図った。
(11/9会津若松会場:27名、11/15福島会場:45名、11/18郡山会場:56名、11/22いわき会場:31名)
- (イ) 在籍型出向等支援協議会の開催
- ・ 令和5年2月21日に「福島県在籍型出向等支援協議会」を開催し、地域における関係機関が連携して出向の情報を共有し、マッチング等の推進を図った。
- (ウ) 産業雇用安定助成金の取扱状況
(令和3年2月5日(制度創設日)～令和5年1月31日実績)
- ・ 出向実施計画届受理件数……23件
 - ・ 支給申請受理件数……77件
 - ・ 支給決定件数……48件

労働行政の最重点施策

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る対応
 - (2) 雇用維持・在籍型出向の取組への支援

(前頁から続く)

(エ) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度の周知及び申請受付、支給決定

a 休業支援金・給付金制度の周知・広報

事業主に休業を命じられた労働者のうち、休業中に事業主から休業手当の支払いを受けることができなかった方々に対する周知・広報を的確に行うため、対象労働者の要件や申請方法を労働局ホームページに掲載し、また、各ハローワークの窓口において丁寧に説明を行うなど、もれなく対象となる方々に制度の内容が伝わるよう努めた。

b 申請書類の受付・審査体制

福島市内に「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金集中処理センター」(センター長以下48名を配置)を設置し、申請書類の受付及び審査を集中的に行い、迅速な支給決定処理を行った。

c 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給申請・支給決定状況 (令和5年1月26日現在)

- 支給申請件数 54,235件
- 支給決定件数 44,501件
- ※令和2年7月以降の累計値

04113004

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (概要)

概要
 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1 対象者
 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、事業主が休業させた中小企業の労働者及び大企業のシフト制労働者等のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかった労働者※1
※1 雇用保険被保険者ではない方も対象

2 支援金額の算定方法
 休業前の1日当たりの平均賃金 × 60%※2 × (各月の休業期間の日数 - 就労した又は労働者の申請で休んだ日数)
① 1日当たりの平均賃金 (8,255円※3 (令和4年7月分は8,265円) 以上) ② 休業日数

※2 令和4年11月までの休業については、80%。
 ※3 令和4年11月までの休業については、就業事故調査又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の申請を受けて、就業時間の短縮等に出力する勤務のフルタイム労働者(特別休業法別記第11条に定める施設(飲食店等)の労働者は、短縮時間(出勤する日の出勤率)を算入の上算定が適用される。
 ※ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、特別休業等で勤務時間が短縮した場合は、1日4時間の勤務を基準として算定する。
 ※ 週5日から週3日の勤務になるなど、月の一部日の休業も対象となる。(既労した日は休業算定から除く。)

3 申請期限

休業した期間	申請期限(給付の場合は必着)
令和4年7月～9月	令和4年12月31日(土)
令和4年10月～11月	令和5年2月28日(火)
令和4年12月～令和5年1月	令和5年3月31日(金)
令和5年2月～3月	令和5年5月31日(水)

注1 阪神地区の業種(不支給)決定に申請がかり、採用以降の申請が期限切れとなる方は、支給(不支給)決定が行われた日から1か月以内の申請があれば、受け可能。
 注2 オンライン又は郵送で申請期限内に申請していないは、申請書類の不発着でシステムや郵送による遅延を受けられた申請期間後に再提出する場合であっても、申請期限内に申請されたものとして取り扱われる。

4 問合せ先
 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276 (受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15)

労働行政の最重点施策

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る対応
 - (3) 各種休暇制度の導入支援

新型コロナウイルス感染症に関連する特別休暇や病気休暇等の休暇制度について

- (ア) 両立支援等助成金「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」・母性健康管理措置による休暇制度導入助成金
- (イ) 両立支援等助成金介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」
- (ウ) 両立支援等助成金「新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース」

などの助成金について、毎月の定例報告会、労働局ホームページ及び各労働基準監督署・ハローワークにおいて周知し、同助成金を活用した有給の休暇制度の導入を勧奨することにより妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりを支援している。

各種助成金の支給申請・支給決定状況(令和5年1月31日現在)

各種助成金	支給申請	支給決定
両立支援等助成金「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース」	11	10
母性健康管理措置による休暇制度導入助成金	6	7
両立支援等助成金介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」	1	1
小学校休業等対応助成金	4,281	3,667

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応

(4) 職場における感染症防止対策等の推進

(ア) 事業場に対する取組状況の確認及び指導

事業主や事業場担当者と接する機会を活用し、「職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう」を手交して事業場における感染防止対策の取組状況を確認して、取組が十分でない場合は実践例を盛り込んだリーフレットを用いて対策を検討するよう指導を実施することにより、職場における感染症予防対策等の推進を図った。

また、取組状況の確認及び指導の際に、「今、コロナワクチンについてお伝えしたいこと」を手交し、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に関する周知を実施した。

○ 監督署等の窓口における対応件数 3,351件(令和5年1月末現在)

○ 事業場への訪問等における対応件数 933件(令和5年1月末現在)

(イ) 県内各市町村への広報依頼

福島県及び県内59市町村に対し「新型コロナウイルス感染症の労災補償に係る周知等協力依頼」を行い、新型コロナウイルス感染症の労災請求の促進勧奨を図った。

○HP掲載 10件

○広報誌への掲載 20件

(ウ) 労災保険請求に係る相談等

労働者等から労災保険請求に関する相談があった際には、新型コロナウイルス感染症にかかる労災保険の取り扱いについて懇切・丁寧に説明を行った。

また、集団感染が発生した事業場に対しては、積極的に労災保険請求がなされるよう、請求勧奨を行った。

○新型コロナウイルスに関する労災請求・決定状況

請求件数 1,291件(令和5年1月末現在)

決定件数 1,093件(令和5年1月末現在)

労働行政の最重点施策

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応

(4) 職場における感染症防止対策等の推進

- ・ 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止への取組み
福島労働局においては、令和2年4月14日付けで「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る福島労働局の基本方針」(以下「福島局基本方針という。」)を策定し、職員の感染拡大防止行動や体調不良となった場合の対応、外出自粛要請等があった場合の人員体制の確保等について定めている。

具体的には

- a 感染拡大防止のためマスク着用、手洗い、うがい、消毒、換気の勧奨を施設に掲示し、職員及び利用者へ周知すること
- b 職員及び利用者への感染防止のため、施設に手指消毒用のアルコール消毒液を設置するとともに、窓口にはパネル等を設置し、対応する職員にはマスク着用を義務付けていること
- c 感染拡大防止を図るため、会議等を自粛し、やむを得ず開催する場合は、密集・密接・密閉の三密を避けるため、参加人数を最小限とし、距離の確保や換気の確保に努め実施すること

等について、全職員へ周知徹底を図っている。

また、福島県内の感染急拡大に伴い、福島県が発出する各宣言や感染拡大対策の周知徹底やテレワーク、在宅勤務、時差出勤などを積極的に実施し、職員の感染やそれに伴う庁舎の閉庁が発生しないよう取り組んでいる。

【福島労働局(※)職員の感染状況(令和4年12月31日現在)】

- ・感染者数:176名(令和3年度14名)
- ・閉庁件数:0件(令和3年度0件)

※管内の労働基準監督署及びハローワークを含む

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の是正に向けた取組

(ア) 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援

a 労働基準監督署の労働時間相談・支援班による支援

各監督署に設置している「労働時間相談・支援コーナー」において、労働時間に関する法制度の周知や36協定の適正化について指導を行うとともに、労働時間相談・支援班による説明会の開催や、事業場のニーズを踏まえた個別訪問を継続的に実施した。

○説明会実施回数 106回
(令和5年1月末現在)

○個別訪問支援件数 789件
(令和5年1月末現在)

県内中小企業事業主の皆さまへ
労働時間等の見直しに向けて、個別訪問いたします！

「働き方改革」の推進に向け、改正労働基準法等が順次施行されています。

➢ 雇労働時間では、中小企業事業主の皆さまからの以下のようなご相談について、担当職員が個別訪問の上、必要な取組について説明・指導いたします。

➢ 特に、現在、社内で月45時間を超える残業がある事業主の皆さま、この機会に「働き方」の見直しを契りませんか？
※労働基準監督署が行う調査指導ではありません。
訪問相談無料、秘密厳守。遠慮なくお問い合わせください！！

① 定形労働時間制など労働時間に関する制度を知りたい
② 長時間労働の削減に向けた取組方法を知りたい
③ 労働基準法等の改正内容について知りたい
働き方改革の推進しに取組む際にご利用可能な支援(助成金)を知りたい

県内各監督署に設置している「労働時間相談・支援コーナー」所属の職員が各社へ直接訪問の上、各企業の実情やご相談内容に合わせたアドバイスいたします！

◆ ご連絡は、裏面の各監督署にお電話いただくか、裏面の申込み書を各監督署までFAXください。
● 各所で、相談開始から訪問日の日程調整等をさせていただきます。

監督署受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

福島労働局・各労働基準監督署

「個別訪問相談」利用 FAX申込書

令和 年 月 日

労働基準監督署内「労働時間相談・支援コーナー」印
労働時間見直しに向けた個別訪問相談を利用したいので申し込みます。

事業場の名称
所在地
電話番号 ()
事業の種類
担当職員氏名

監督署名	電話番号	FAX番号	管轄区域
福島監督署	024-536-4611	024-536-4614	福島市、二本柳町、伊達市、伊藤町、福島県庁所在地、郡山市、いわき市、水戸市、郡山市、安達町
郡山監督署	024-923-1370	024-923-7123	郡山市、伊達市、水戸市、郡山市、安達町
いわき監督署	0246-23-2255	0246-23-1097	いわき市
会津監督署	0242-26-6464	0242-26-6466	会津若木市、大田原市、南会津郡、北会津郡、檜原郡(代前、磐梯町)、下郷町
須賀川監督署	0248-78-3519	0248-78-3520	須賀川市、須賀郡、石川郡
白河監督署	0249-24-1391	0249-24-1393	白河市、白河郡、喜望峯町
喜多方監督署	0241-22-4211	0241-22-4212	喜多方市、須賀郡(赤松町、志保町)
相馬監督署	0244-36-4175	0244-36-4176	相馬市、相馬郡(相馬町、相馬町)
茨城監督署	0290-22-3003	0290-22-3027	茨城県

b 福島働き方改革推進支援センターの設置

令和4年4月より「福島働き方改革推進支援センター」(委託先:福島県社会保険労務士会)を設置し、電話・メール・来所による相談対応、個別訪問、セミナー、業種別団体等に対する支援を実施し、働き方改革の必要性及び働き方改革関連法の内容の周知、関係助成金の活用促進を図っている。

c 働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導等

企業に対する個別訪問を通じて、働き方・休み方の改善を促した。

d 働き方改革を支援するための「働き方改革推進支援助成金」の周知

- ・助成金一覧表を、労働局ホームページに掲載した。
- ・商工会議所、商工会等へメールマガジンを配信し助成金の情報提供を行った。
- ・働き方改革推進支援助成金 交付申請190件(うち補正予算8件)(令和5年1月末現在)

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の是正に向けた取組

(イ) 長時間労働につながる取引環境の見直し

働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善のため、監督指導の結果、下請中小企業の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者の下請代金遅延等防止法等の違反が疑われる事案を、中小企業庁等に通報した。

○通報件数1件（令和5年1月末現在）。

(ウ) 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

年次有給休暇の取得促進に関する周知用ポスター及びリーフレットを、監督署、安定所、行政機関及び各商工団体、魅力ある職場づくり推進協議会関係団体等へ送付し、時間単位年休及び年休の計画的付与制度の導入など企業における年休を取得しやすい環境整備を促している。

【参考】 年次有給休暇取得率(令和2年) 全国56.6% 福島49.1%

(厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課：就労条件総合調査特別集計)



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の是正に向けた取組

(エ) 関係機関と連携した取組の推進

a 福島県雇用対策協定

等

福島県との雇用対策協定に基づき、働き方改革に取り組む企業に対する支援

について、連携を図りながら取り組んでいる。

○第1回福島県雇用対策運営協議会の開催(4月集合開催)

○第2回福島県雇用対策運営協議会の開催(9月書面開催)

○第3回福島県雇用対策運営協議会の開催(11月書面開催)

○第4回福島県雇用対策運営協議会の開催(1月集合開催)

○局幹部による県内の主要企業トップへの訪問を年間で18社実施した。

(うち6社は、福島県雇用労政課と共同で訪問)

訪問した企業の先進的な取組については、18社全て当局ウェブサイトに掲載し、大々的な紹介を行った。

魅力ある職場づくり推進の取組

福島労働局

1 企業訪問による働きかけ

労働局と福島県が連携して、県内の主要企業を訪問し、「魅力ある職場づくり」の推進について企業トップへ働きかけを行っています。
また、当該企業の取組を福島労働局ホームページで紹介しています。

トヨタカーロー福島株式会社 様

会社概要
事業内容 自動車販売、修理業
所在地 福島県郡山市

当社の働き方改革の主な取組
◎働き方改革の取組
◎就業促進の取組
◎健康増進の取組
◎人材育成の取組
◎地域貢献の取組

パナソニック ソーラー アモルトン 株式会社 様

会社概要
事業内容 アルミファブリックコンクリート建築、設計・施工、建築業、不動産業
所在地 福島県喜多市

当社の働き方改革の主な取組
◎働き方改革の取組
◎就業促進の取組
◎健康増進の取組
◎人材育成の取組
◎地域貢献の取組

1

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

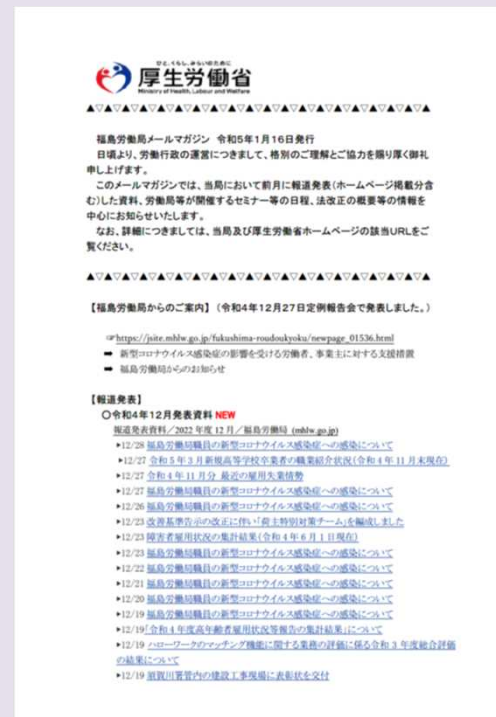
ア 長時間労働の是正に向けた取組

b 魅力ある職場づくり推進協議会・作業部会の開催

12月7日に、県内の政労使団体の長を構成員とする「魅力ある職場づくり推進協議会」を開催し、「長時間労働の是正」「非正規雇用者の正社員転換」「女性の活躍推進」の3つの項目にかかる数値目標の進捗状況を確認、併せて今後、継続して実施予定である「福島県魅力ある職場づくり推進にかかる確認事項」について改めて申し合わせを行った。

c 商工会議所、商工会等とのネットワークの活用

商工会議所、商工会等とのネットワークを活用し、毎月、働き方改革等の労働局内の各種情報を福島労働局メールマガジンとして送信し、傘下の企業への周知広報を図った。



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の是正に向けた取組

(オ)自動車運送業、建設業における勤務環境の改善

a 自動車運送業

・ 福島県トラック協会と連携し、同協会主催の講習会において、運送事業者を対象に、改正労働基準法の内容を含む労働時間法制度等の理解促進のための集団指導を実施し、周知を図った(9月～10月、県内6か所)。

また、同協会会員運送業者を対象に令和4年9月にとりまとめられた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の見直し案の内容周知のための説明会を開催し、事業者から見直し案に関する質問や意見を聴取した(11月)。

・ 東北運輸局福島運輸支局と連携し、福島県トラック協会の非会員運送事業者を対象に、改正労働基準法の内容を含む労働時間法制度等の説明とともに令和4年9月にとりまとめられた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の見直し案の内容周知のための説明会を開催し、事業者から見直し案に関する質問や意見を聴取した(10月～11月、県内4か所)。

・ 荷主、トラック運送事業者、関係団体等で構成する「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会」において、トラック運転者の長時間労働の改善と生産性の向上の取組による環境整備について協議を図った(令和5年2月)。

・ バス事業及びタクシー事業に関して、令和4年3月に中間とりまとめされた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の見直し案の内容周知のための説明会を開催し、事業者から見直し案に関する質問や意見を聴取した(令和4年6月～12月、バス8回、タクシー7回)。

b 建設業

福島県建設業協会、福島県建設産業団体連合会、福島県等で構成する「福島県建設業関係労働時間削減推進協議会」を令和3年6月に開催し、令和3年度以降の取組方針を決定した。

同協議会における取組方針を踏まえ、令和4年度は、県内8方部において、福島県建設業協会の非会員事業者を対象に、改正労働基準法の内容を含む労働時間法制度等について説明会を開催し、周知を図った。(7月～9月)

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

ア 長時間労働の是正に向けた取組

(カ) 長時間労働の是正に向けた監督指導等の実施

- 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間・過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象に監督指導を実施し、長時間労働が認められる事業場についての是正に向けた指導を行った。

○ 監督指導実施件数 110件(令和5年1月末現在)

- 監督署において、福島働き方改革推進支援センターと連携して、長時間労働の是正のための説明会を開催し、事業場の是正に向けた取組の実施につなげた。

○ 説明会の開催 106回(令和5年1月末現在)

- 令和4年11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組として、長時間労働の是正に向けた集中的な周知・啓発等を行った。その一環として、過労死等防止対策推進シンポジウムを開催した。(11月25日に郡山市で開催)

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

福島会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワー・ハラスメント等の労働問題によって多くの方の命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなった方のご遺族にもご意見をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

参加無料
事前申込

2022年
11月25日(金)
13:30~15:30(受付13:00~)

会場 郡山商工会議所 6階 大ホール
(福島県郡山市清水台1-3-8)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行い、実施いたします。感染拡大の状況により、開催方法が変更になる場合や、参加費を徴収するなどの開催変更を行う場合があります。最新の情報は特設ホームページにてご確認ください。なお、参加には事前申し込みが必要です。

特設ホームページはこちら
過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

主催:厚生労働省 後援:福島県、郡山市
協力:過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、福島県医師会、福島県商工会議所連合会、福島産業保健総合支援センター、福島県労働基準協会、福島県社会保険労務士会、福島民報社、福島民友新聞社

二次元QRコードを
読み込んで下さい。

労働行政の最重点施策

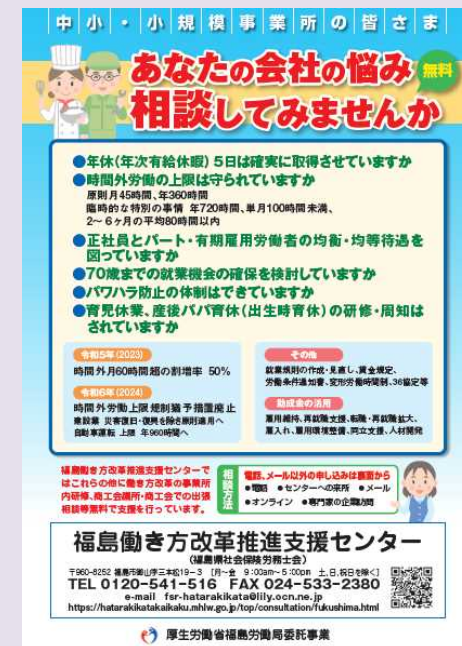
2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

イ 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

(ア) パートタイム・有期雇用労働法履行確保のための事業所に対する調査指導の実施
同一労働同一賃金などパートタイム・有期雇用労働法に基づく措置が講じられているか事業所に対する調査を実施し、法の履行確保を図っている。なお、12月からは同一労働同一賃金の遵守の徹底のため監督署と連携した新たな取組を行っている。

(イ) 福島働き方改革推進支援センターによる支援
同一労働同一賃金など非正規労働者の待遇改善について、福島働き方改革推進支援センターの労務管理等の専門家による相談、個別訪問、セミナー等を実施し、中小企業等が抱える課題に対する丁寧な支援を行っている。



ウ 良質なテレワークの導入・定着の推進

(ウ) テレワークの普及促進
雇用型テレワークの適切な導入を推進するため、福島労働局ホームページに厚生労働省の特設サイト「テレワーク総合ポータルサイト」のリンクを掲示し、テレワークガイドライン及び「人材確保等助成金(テレワークコース)」の周知広報を行い、制度導入を検討している事業主を支援している。

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

エ 総合的なハラスメント対策の推進

(ア) 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保
労働者からのハラスメントに関する相談により法違反の疑いがある場合等、事業所に対し、ハラスメント防止措置が講じられているか調査を実施し、措置義務違反があれば是正指導を行い、法の履行確保を図っている。

また、労働者から紛争解決援助の申出があった場合には、援助やあっせん・調停等による解決を図っている。

【参考】令和4年度上半期 相談件数

いじめ・嫌がらせ	687件	パワーハラスメント	417件
セクシュアルハラスメント	65件	妊娠、出産、育休等ハラスメント	85件

(イ) 職場におけるハラスメント等への周知啓発の実施及びカスタマーハラスメント対策等の推進

新規学卒求人説明会、労務管理研修会など事業主、労務担当者等を対象とした会合において「職場におけるハラスメント対策」を説明し、措置義務への対応、ハラスメントのない職場環境の整備を促した。

なお、12月の「ハラスメント撲滅月間」に、集中的な広報や特別相談窓口の設置等を実施した。

(ウ) 就職活動中等の学生等に対するハラスメント対策等の推進

就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等のハラスメントに関する相談窓口として、総合労働相談コーナーを設置し、相談があった場合には早期解決に向けて丁寧な対応を行っている。

ハラスメント撲滅月間期間中に、大学及び短大に対して、同相談窓口の周知を依頼した。



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(1) 働き方改革の推進

オ 副業・兼業を行う労働者の健康確保の推進

副業・兼業を行う労働者の健康確保に向けた取組が進むよう「副業・兼業労働者の健康診断助成金」について、福島労働局ホームページに掲載するとともに、監督署窓口等において周知を図った。

また、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に定められた副業・兼業の場合における労働時間管理や健康管理のルールについて、監督署等の窓口や企業・労働者からの相談対応時等に周知を図った。

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(2) 正社員希望者・若者の就職支援と
職場定着に向けた取組ア 正社員転換・待遇改善実現に向
けた取組

(ア) 正社員求人の確保等と就職支援

非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善実現に向けて、正社員に重点を置いた求人開拓及び非正規雇用求人の正社員求人への転換働きかけ等による正社員求人の確保等、正社員就職等の実現に向けた取組を推進した。

【令和4年度目標】

- ハローワークによる正社員就職・正社員転換数 13,231人以上
- ハローワークにおける正社員求人数 81,956人以上

a 正社員就職件数(令和4年12月末現在)

正社員求人に応募するメリットの説明、求職者担当者制や応募書類の作成指導等のきめ細やかな職業相談の取組等により、9,366人(前年同期9,593人)が就職した。

b キャリアアップ助成金の活用による正社員転換数(令和4年12月末現在)

キャリアアップ助成金を活用して、有期契約から正規雇用等に転換した労働者は268人(前年同期282人)となった。

※目標進捗率(a+b) 72.8%(9,634/13,231人)

c 正社員求人数(令和4年12月末現在)

正社員に重点を置いた求人開拓及び雇用管理改善の働きかけ等により、64,405人分(前年同期60,682人)の正社員求人を受理した。

※目標進捗率(C) 78.6%(64,405/81,956人)

【参考】令和3年度

- 正社員就職・転換数・・・実績13,231人(目標18,611人)
- 正社員求人数・・・・・・・実績81,960人(目標84,040人)

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(2) 正社員希望者・若者の就職支援と職場定着に向けた取組

イ 若者の就職支援と職場定着に向けた取組



R4.9.20 ユースエール認定通知書交付式



就職面接会では「ユースエール認定企業」であることをアピール

(ア) ユースエール認定企業制度の普及拡大と企業案内

a 制度の周知・広報等

- 7月に開催した就職面接会において、参加事業所203社に対しユースエール認定制度に関するリーフレットを配付し、認定制度への理解促進を図った。
- 県内各地区ごとのユースエール認定企業を掲載したPR用リーフレットを作成し、県内全ての高等学校の生徒に配布することで、地元企業への就職に向け、魅力ある企業の案内を行った。

b ユースエール認定に向けた事業所への認定勧奨

- ハローワーク窓口において、求人受理等の機会を捉えて認定勧奨を実施した。
- 労働局及びハローワークにおいて、ユースエール認定勧奨のために事業所訪問を78件実施した。(1月末現在)

c 認定状況

○ 認定企業数・・・61社(令和5年1月末現在)

(平成27年度:1社、平成28年度:4社、平成29年度:9社、平成30年度:13社、令和元年度:7社、令和2年度:9社、令和3年度:7社、令和4年度:11社)

※認定数は全国1位(令和4年12月末現在)

(イ) 労働関係法令違反を繰り返す求人者からの求人不受理の取組

労働関係法令に違反した事業所からの求人を不受理とすることにより、新卒採用時のトラブル防止を図った。



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(3) 女性の活躍、男性の育児休業取得

及び仕事と家庭の両立支援の推進

ア 女性の活躍の推進

(ア) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

令和4年4月1日より女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が常用労働者数101人以上の事業主に拡大されたことから、常用労働者数101人以上の義務企業に対し策定届の提出等を求め、100%近い届け出となっている。

○ 届出状況(令和4年12月末現在)

301人以上企業 170社中169社(届出率99.4%)

101人以上300人以下企業 430社中430社(届出率100%)

100人以下企業 122社

(イ) えるぼし及びプラチナえるぼし認定制度の周知

女性活躍推進法に基づく事業主認定(えるぼし認定)制度について、説明会・会議等機会のある都度認定制度の説明・申請勧奨を実施している。

○ 認定状況(令和5年2月末現在)

301人以上企業 えるぼし7社

101人以上300人以下企業 えるぼし6社



(ウ) 母性健康管理措置の履行確保

指針に基づき母性健康管理措置が講じられているか事業所に対する調査を実施し、法の履行確保を図っている。

なお、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的ストレスが母体または胎児の健康保持に影響があるとして医師等から指導を受けた場合についても必要な措置を講じる必要があることについても周知を図っている。

労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

- (3) 女性の活躍、男性の育児休業取得及び仕事と家庭の両立支援の推進
- イ 男性が育児休業を取得しやすい環境整備の推進

改正育児・介護休業法の周知

改正育児・介護休業法が令和4年4月より段階的に施行されていることから、説明会や会議等あらゆる機会を通じて事業主等に対し説明を行っている。

特に、10月1日施行内容が就業規則の変更を伴う大きな改正であることから、施行前の9月に「魅力ある職場づくり推進セミナー2022」として、福島働き方改革推進支援センターと共催で、オンライン説明会を定員100名で3回開催し、産後パパ育休などの規定歳暮及び育児休業を取得しやすい環境の整備を促した(申込者数380名)。また、オンライン説明会に参加できない事業所を念頭に、個別相談会を県内6カ所(福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、白河市、南相馬市)で開催し、規定整備等にかかる支援を行った。

「魅力ある職場づくり推進セミナー2022」～男性の育児休業取得を推進します～

改正育児・介護休業法 オンライン説明会 & 個別相談会

参加無料

令和4年4月1日から改正育児・介護休業法が段階的に施行されます。

産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)の新設、個別の育児休業の周知・意向確認措置の義務化など、法に沿った対応を進めていただくため、福島労働局では福島働き方改革推進支援センターと共催でオンライン説明会および個別相談会を開催いたします。



オンライン説明会(ZOOM)

育児・介護休業法の改正ポイントや企業に求められるポイントについて、ZOOMを使用したオンライン説明会を開催いたします。

[日時] 第1回 9月2日(金) 14:00~16:00
第2回 9月9日(金) 14:00~16:00
第3回 9月16日(金) 14:00~16:00

※内容は各回同じです。
[対象・定員] 企業の人事労務担当者、各回100名
※先着順での予約受付となります。

<説明内容>
第1部(労働局)
・なぜ改正が必要なのか
・どのように改正されるのか
・どう対応すればよいか(就業規則・労務管理の見直し、環境整備・個別周知の取組例等)
第2部(センター)
・利用できる助成金は? 等

個別相談会

福島県内各地にて、改正法の内容をはじめとする育児・介護休業制度に関する個別相談会を開催いたします。オンライン説明会に出席できない方は、是非こちらにご参加ください。

[日時・場所] ※時間は10時、11時、13時、14時、15時からの60分間となります。
9月6日(火) 会津アビオスペース ミーティングルーム(会津若松市)
9月7日(水) 新舞子ハイツ 会議室(いわき市)
9月9日(金) 市民情報交流センター 中会議室(南相馬市)
9月12日(月) 郡山市労働福祉会館 第二会議室(郡山市)
9月13日(火) コラッセふくしま 小会議室302A(福島市)
9月14日(水) 白河市人材育成センター(産業プラザ) 第一教室(白河市)

[問い合わせ先] 福島労働局雇用環境・均等室 指導係
厚生労働省 〒960-8021 福島県福島市殿町1-46 福島合同庁舎5階
TEL 024-536-4609



事業主の皆さまへ

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか?

本年度より改正育児・介護休業法が段階的に施行されております。
令和4年10月1日の施行に向け、法に沿った規定の整備をよろしくお願ひいたします。

令和4年10月1日施行の内容

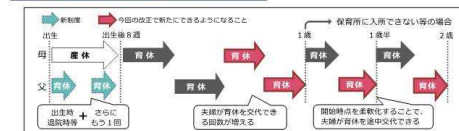
①産後パパ育休(出生時育児休業)の新設 ②育児休業の分割取得

産後パパ育休(子の出生後8週間以内)は、1歳までの育児休業とは別に取得できます。

また、1歳までの育児休業は分割して2回取得可能です。(男性の場合、産後パパ育休と合わせて1歳までに最大4回取得可能)

	産後パパ育休(04.10.1~) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (04.10.1~)	育児休業制度 (移行)
対象期間	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (延長2歳)まで	原則子が1歳 (延長2歳)まで
取得可能日数	原則1か月前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
申出期間	育児休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (目的に合わせて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労働協定を締結している場合に限り、労働者が自発した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育児開始日を柔軟化	育児開始日は1歳、1歳半の時点で規定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に再取得可能	再取得不可

改正後の働き方・休みのイメージ



～改正に合わせて、就業規則の変更が必要ですよ!～

詳しくは育児・介護休業法の改正内容、規定例は厚生労働省ホームページをご覧ください。
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/sensakumitsuite/bunya/0000130583.html>



[お問合せ先] 福島労働局雇用環境・均等室 指導係
厚生労働省 〒960-8021 福島県福島市殿町1-46 福島合同庁舎5階
TEL 024-536-4609



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(3) 女性の活躍及び仕事と家庭の両立支援の推進

ウ 仕事と家庭の両立の推進

(イ) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の計画期間の終了予定企業に対し、新たな計画の策定について文書での勧奨、支援を行っている。

○ 届出状況(令和4年12月末現在)

301人以上企業 171社中170社(届出率99.4%)

101人以上300人以下企業 451社中451社(届出率100%)

100人以下企業 722社

(ウ) トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定制度の周知

認定企業について、認定通知書交付式を局全体の行事として開催し、報道機関に対する広報活動、ホームページへの掲載などを展開している。

○ 認定状況(令和5年2月末現在)

	くるみん	プラチナくるみん
301人以上企業	20社	4社
101人以上300人以下企業	19社	1社
100人以下企業	11社	—



エ 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備の推進

(ア) 不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備

令和4年2月に改正された次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針について事業主に周知するとともに、行動計画に「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置」を盛り込むよう働きかけを行っている。また、令和4年4月より認定基準の改正に伴い新たに開始した「トライくるみん」制度の周知と併せて、不妊治療と仕事の両立支援に関する新たな認定制度「プラス」について事業主に周知している。



労働行政の最重点施策

2 魅力ある職場づくりの推進

(3) 女性の活躍及び仕事と家庭の両立支援の推進

オ 子育てする女性等に対する雇用対策の推進



ハローワーク・マザーズコーナー主催
「子育てママさん就職支援セミナー」
※ママさんは子ども連れで参加(保育士を配置)

(ア) マザーズコーナーでの取組

ハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山に設置されているマザーズコーナーにおいて、キッズコーナーの併設等子育て中の女性等が来所しやすい環境を整備するとともに、仕事と子育てを両立しやすい求人確保や専門相談員による相談・情報提供を推進し、就職支援の充実を図った。

○令和4年度(第3・四半期)の実績

新規求職者数	2,044人(前年同期 2,260人)
就職者件数	690人(前年同期 774人)

(イ) マザーズコーナーにおける求職者担当者制の実施

子育てしながら早期の就職を希望する者等を重点支援対象者として、求職者担当者制による各種就職支援を行った。

○令和4年度(第3・四半期)の実績

担当者制支援による重点支援対象者数	654人(前年同期 744人)
上記支援対象者の就職者数	627人(前年同期 691人)
上記支援対象者の就職率	95.9%(前年同期 92.9%)

(ウ) 就職支援セミナーの実施

マザーズコーナー利用者向け就職支援セミナー開催状況(令和4年12月末現在)

○ハローワーク福島	開催5回	参加者数23人
○ハローワークいわき	開催4回	参加者数16人
○ハローワーク会津若松	開催9回	参加者数27人
○ハローワーク郡山	開催5回	参加者数43人

(エ) 就職支援協議会の開催

「福島労働局子育て女性等の就職支援協議会(7/7)」及び「地域子育て女性等の就職支援協議会(福島8/8、いわき7/27、会津若松7/12、郡山7/27)」を開催し、自治体等関係機関と情報共有・意見交換等を行った。

労働行政の最重点施策

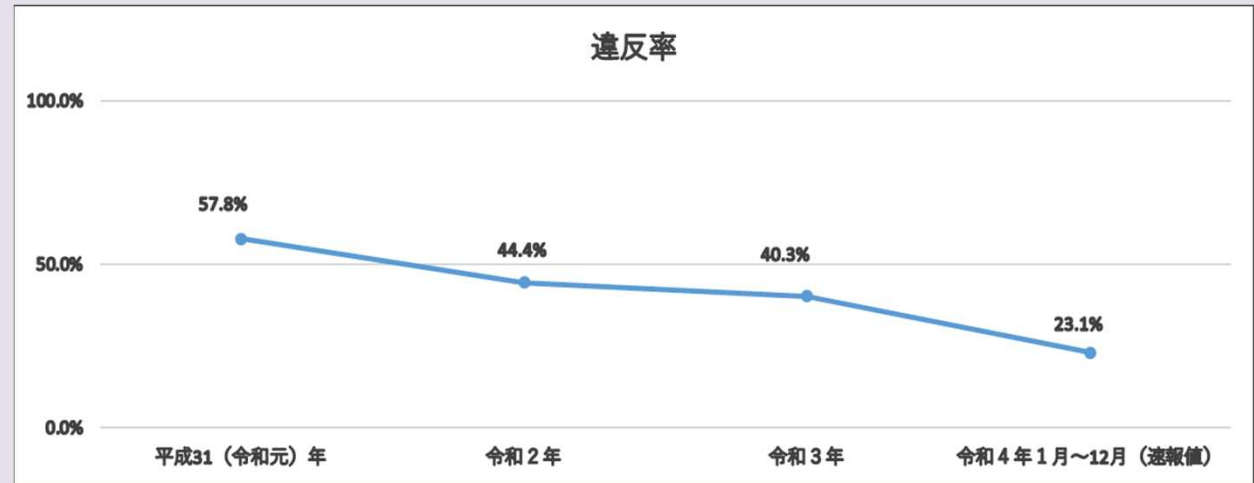
3 東日本大震災からの復興支援

(1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

ア 原発での廃炉作業に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(ア) 監督指導の実施により、原発での廃炉作業に従事する労働者の健康・安全対策等の推進を図った。

- ・ 原発での廃炉作業に係る監督指導の実施状況(1~12月)
監督指導の実施件数294件、うち違反件数68件(違反率23.1%)



(イ) 放射線管理計画の届出等に基づく指導

提出された放射線管理計画及び放射線作業届の内容を審査し、被ばく低減対策や安全対策について指導した。

- 令和4年度上期 放射線管理計画受理件数 9件(令和5年1月末現在)
- 令和4年度上期 放射線作業届受理件数 316件(令和5年1月末現在)

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

ア 原発での廃炉作業に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(ウ) 関係機関等との連携

関係機関との連携により、以下のとおり、原発での廃炉作業に従事する労働者の健康・安全対策等の推進を図った。

- ・ 東京電力及び元請事業者に対し、熱中症防止対策の徹底を要請した。(5月)
- ・ 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働者安全衛生対策部会」に出席した。(6月、11月)
- ・ 福島県危機管理部原子力安全対策課との合同パトロールにより必要な指導等を実施した。(9月、1月)
- ・ 原子力施設を管轄する労働基準監督署と原子力規制事務所との連携体制を整えるため、原子力規制委員会原子力規制庁の担当部署と打ち合わせを実施した。(5月、6月)

労働行政の最重点施策

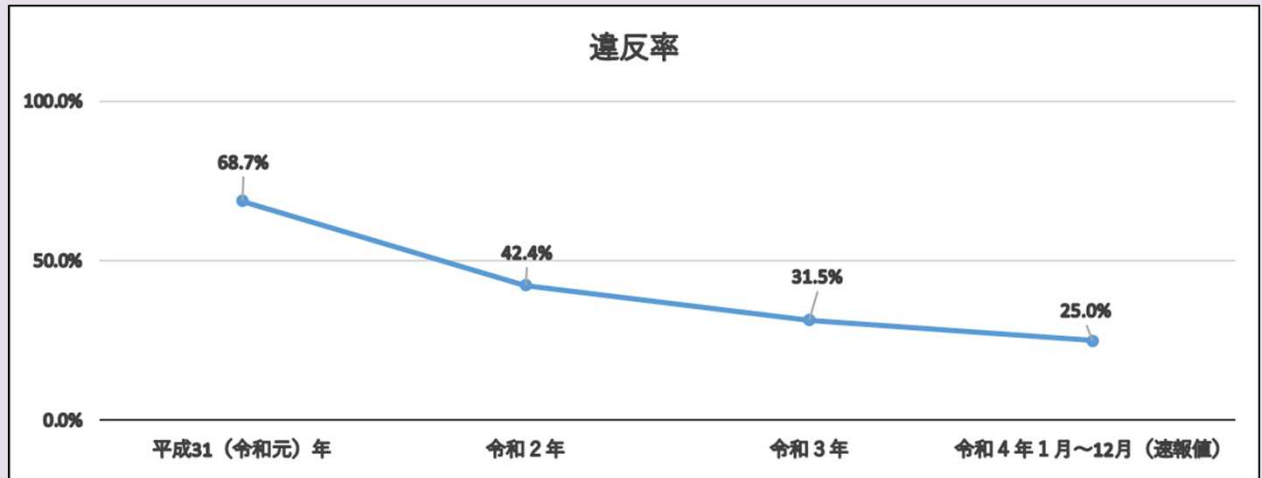
3 東日本大震災からの復興支援

(1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

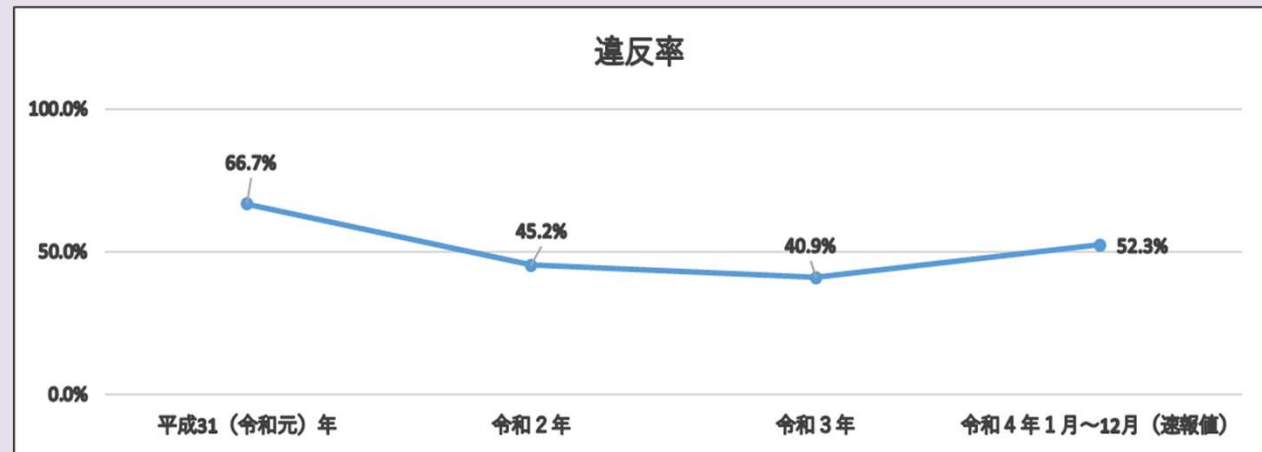
イ 除染等業務、汚染土壌等の搬入・搬出業務等に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(ア) 監督指導の実施により、除染等業務、汚染土壌等の搬入・搬出業務等に従事する労働者の健康・安全対策等の推進を図った。

- 除染作業に係る監督指導の実施状況(1~12月)
監督指導実施件数88件、うち違反件数22件(違反率25.0%)



- 汚染土壌等の搬入・搬出業務等に係る監督指導の実施状況(1~12月)
監督指導の実施件数88件、うち違反件数46件(違反率52.3%)



労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

イ 除染等業務、汚染土壌等の搬入・搬出業務等に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(イ) 除染等の業務等に係る作業届に基づく指導

提出された除染等の業務等に係る作業届の内容を審査し、安全対策や被ばく低減対策について指導した。

○令和4年度 作業届受理件数 67件(令和5年1月末現在)

(ウ) 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」への参加促進

除染等業務に携わる従事者の被ばく線量などの情報を一元的に管理する「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」について、各種説明会等の機会を捉えて周知等を実施し、参加の促進を図った。

(エ) 関係機関との連携

関係機関との連携により、以下のとおり、除染等業務、汚染土壌等の搬入・搬出業務等に従事する労働者の健康・安全対策等の推進を図った。

- ・ 県内の発注機関、災害防止団体に対し、熱中症防止対策の徹底を要請した。(5月、8月)

- ・ 県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請した。(6月)

- ・ 環境省福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会主催の「総会」、「優良受注者表彰式並びに第1回講話会」、「第2回講話会」において、福島地方環境事務所発注工事の元請事業者に対し、労働災害防止について取組の強化を要請した。(7月、9月、12月)

- ・ 福島県生活環境部中間貯蔵・除染対策課との仮置き場への合同パトロールにより必要な指導等を実施した。(7月)

労働行政の最重点施策

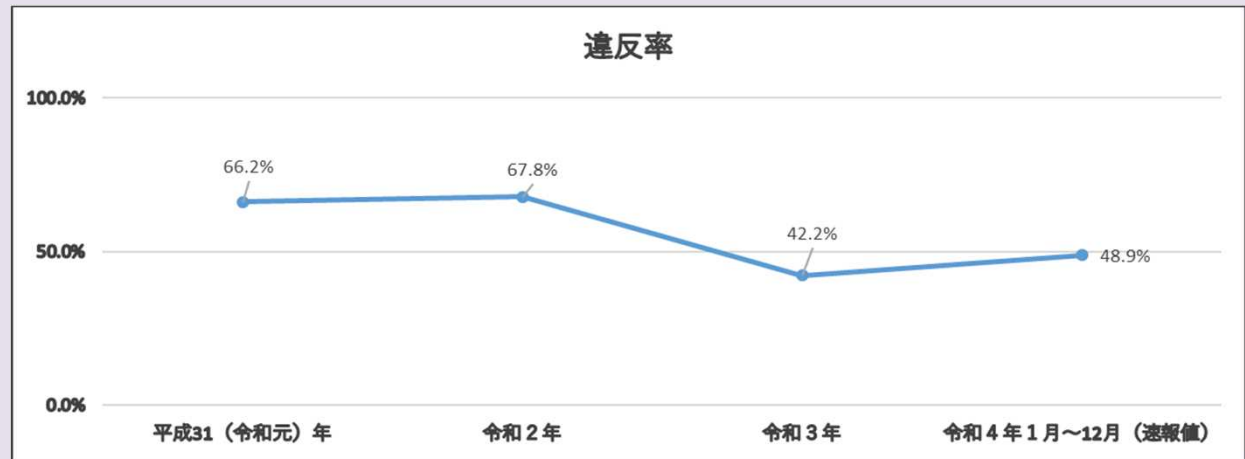
3 東日本大震災からの復興支援

(1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

ウ 中間貯蔵施設等における事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(ア) 監督指導の実施により、中間貯蔵施設等における事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の健康・安全対策等の推進を図った。

中間貯蔵等(受入分別施設:8施設、土壌貯蔵施設:8工区、減容化施設:3施設)での事故由来廃棄物等の処分業務に係る監督指導の実施状況(1~12月)
 監督指導の実施件数92件、うち違反件数45件(違反率48.9%)



(イ) 事故由来廃棄物等処分業務に係る作業届に基づく指導

提出された事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業届の内容を審査し、安全対策や被ばく低減対策について指導した。

○令和4年度 作業届受理件数 35件(令和5年1月末現在)

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

ウ 中間貯蔵施設等における事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の健康・安全対策等の推進

(ウ) 関係機関等との連携

関係機関との連携により、以下のとおり、中間貯蔵施設等における事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の健康・安全対策等の推進を図った。

- ・ 県内の発注機関、災害防止団体に対し、熱中症防止対策の徹底を要請した。(5月、8月)(再掲)
- ・ 県内工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請した。(6月)(再掲)
- ・ 環境省福島地方環境事務所と連携し、「中間貯蔵施設災害防止協議会」を開催した。同協議会において、中間貯蔵施設関連事業の元請業者による取組事例の発表及び事例検討を行い、安全管理水準の向上、自主的な安全衛生活動の推進を図った。(7月、10月)
- ・ 環境省福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会中間貯蔵施設分会主催の合同パトロールにおいて、中間貯蔵施設への安全パトロールを実施した。(7月、10月)
- ・ 環境省福島地方環境事務所作業適正化・安全対策協議会主催の「総会」、「優良受注者表彰式並びに第1回講話会」、「第2回講話会」において、福島地方環境事務所発注工事の元請事業者に対し、労働災害防止について取組の強化を要請した。(7月、9月、12月)(再掲)

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

- (1) 復旧・復興に従事する労働者の健康・安全対策等の推進
- エ 偽装請負・違法派遣対策の推進

(ア) 関係機関との連携による周知・啓発

令和5年1月18日に開催された「環境省福島地方環境事務所発注復旧・復興工事等暴力団排除対策協議会総会」に出席し、環境再生・廃棄物処理・中間貯蔵の各工事に携わる発注及び受注事業者に対して、偽装請負等違法派遣の防止、派遣と請負により行われる事業との区分(昭和61年4月17日労働省告示第37号)について講演し、適正な請負事業を実施することで、労働者の安全な就業環境を確保するよう周知啓発を行った。

なお、例年、講演等を実施している以下の会議は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として中止されたため、主催者を通じて参加予定事業主等へ関係資料を配布する等により周知啓発を行った。

【各種会議】

- 福島第一原発・暴力団等排除対策現地連絡会(東京電力HD主催、福島県警、原発関係事業者参加)
- 労働条件に関する法令遵守講習会(東京電力HD主催、原発関係事業者参加)
- 東京電力安全推進協議会(東京電力HD主催、元請事業者参加)

(イ) 廃炉作業等に従事する派遣元事業主に対する指導監督

定期指導の際に、廃炉作業等に従事する派遣元事業主を重点的に選定し、偽装請負・違法派遣を防止し、適正な請負事業を実施することで、労働者の安全な就業環境を確保するよう指導監督を行った。

なお、廃炉作業や除染現場等における偽装請負・違法派遣についての労働者からの相談や監督署からの情報提供等については、迅速な調査・指導監督を実施した。

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(2) 復興に向けた帰還者・移住者の就労支援の推進

ア 避難県民の帰還のための就労支援の推進

(ア) 福島県との連携による支援

福島県と雇用対策を効果的かつ一体的に実施し、震災からの本格復興の推進と県民の暮らしの向上に取り組んでいる。

- 第1回福島県雇用対策協定運営協議会の開催(令和4年4月)
- 第2回福島県雇用対策協定運営協議会の開催(令和4年9月書面開催)
- 第3回福島県雇用対策協定運営協議会の開催(令和4年11月書面開催)
- 第4回福島県雇用対策協定運営協議会の開催(令和5年1月)

(イ) 市町村と連携した帰還希望避難者に対する就労支援

避難者が帰還を希望する場合の就職等を支援する「福島雇用促進支援事業」について、関係市町村からの人材確保・育成ニーズを踏まえ、下記事業を実施した。

- 雇用確保セミナー、各種資格講習等を行う「企業向け雇用確保に係る事業」(5事業)
雇用確保セミナー:136社、164人(1月末までの実績)(前年同期 76社、89人)
- 職業相談、各種技能講習を行う「求職者向け就職促進に係る事業」(6事業)
避難者等職業相談事業:1,240人(1月末までの実績)(前年同期946人)
企業見学会事業:74社、177人(1月末までの実績)
- 職場体験実習事業:4社、32人(1月末までの実績)(前年同期24社、103人)
- 合同就職面接会:6/24南相馬会場:17社、56人 7/13富岡会場:17社、26人
8/5浪江会場:19社、48人 9/15郡山会場:48社、126人 10/13広野檜葉会場:19社、38人 10/28川俣会場:10社、31人 11/18双葉会場:11社、21人
12/15いわき会場:24社、93人、1/27南相馬会場:19社、69人



労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(2) 復興に向けた帰還者・移住者の就労支援の推進

ア 避難県民の帰還のための就労支援の推進

○ 企業説明会等

・福島県内外に居住する被災者等を主な対象としながら、「福島での仕事を探している」、「福島への移住を考えている」方及び県内企業約30社が参加する企業説明会等についてオンライン（Zoom）形式で開催した。

「企業説明会」の他、福島労働局による「お仕事相談ルーム」、広域協議会による「就職準備支援ルーム」に加え、福島12市町村移住支援センター・自治体による補助金等の支援制度を説明する「移住支援ルーム」を設置し、情報提供、相談等を積極的に行い、帰還・就職の促進を図った。

「ふくしまで働こう@オンライン企業説明会」

第1回 令和4年8月26日（金） 13:30～15:30

参加企業：30社 参加者：48人

第2回 令和5年1月20日（金） 13:30～15:30

参加企業：36社 参加者：98名

手ぶらで参加できる！福島県内3会場！

- Zoom初心者でも安心！スタッフがサポート
- 無料のパソコン貸し出し有り！
- イベント会場は、当日参加OK ※申込みを要します。申込みがなくなり次第終了。

求職者カフェ

郡山会場 福島県郡山市鶴見町1-14-6 内蔵ビル3F
いわき会場 福島県いわき市中央台町4-6-4 いわきニュータウンセンタービル3F
南相馬会場 福島県南相馬市原町区大木戸会館1F 南相馬ジャスコビル内

申込・問合せは、ホームページまたは電話で

働きたいネットの 50 ルーム

ふくしまで働こう@オンライン企業説明会

参加無料・Zoomで開催・聞きたいところだけ聞ける！

「お仕事」を探している方、歓迎！！
福島県の企業 36社が参加！
オンラインによる企業説明会を開催します！
仕事の内容、職種情報など求人票ではわからない情報が聞けます！
お仕事相談もできます！

「移住」に興味のある方、どうぞ！！
福島へ移住を考えている、移住はどうかかと聞いている方必見！
11団体が出展！
補助金や支援制度、地域の情報など聞きましょう！

情報収集中きっかけづくりに参加してみませんか？
Zoom 初心者も、スマホやパソコンで、簡単に参加可能！

令和5年
1/20 金
13:30～16:00
申込締切：1/15（日）

申込方法 ホームページ・電話 024-524-2121
対象者 ふくしまで仕事を求めている方

手ぶらで参加できる！
福島県内のイベント会場

- Zoom初心者でも安心！
- 無料のパソコン貸し出し有り！

詳細はチラシ裏面へ

TEL: 024-524-2121

働きたいネット 福島県内50ルーム

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(2) 復興に向けた帰還者・移住者の就労支援の推進

ア 避難県民の帰還のための就労支援の推進

(前項から続く)

(ウ) 避難者及び帰還者に対するハローワークにおける雇用支援

- ・ハローワーク富岡及び浪江町地域職業相談室において、避難者及び帰還者に向けた雇用支援を行った。

○令和4年度業務取扱状況

	新規求職 申込件数	相談件数	紹介件数	就職件数
ハローワーク富岡	706(662)	2,266(2,444)	582(606)	228(230)

※令和5年1月末現在
()は前年同期数

	新規求職 申込件数	相談件数	紹介件数	就職件数
浪江町地域職業相談室	117	400	111	37

※令和5年1月末現在

- ・県内5所(福島、いわき、郡山、相双、富岡)に職業相談員(帰還者支援分)を配置し、個々の求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援を実施した。
- ・宮城、山形、新潟、埼玉、東京及び大阪労働局内の8所に設置された「福島就職支援コーナー」において、帰還希望者に対して担当者制による帰還、就職支援を行った。
- ・職業安定部長の他、幹部職員が、県外のハローワーク等に設置されている福島就職支援コーナーを訪問し、避難者及び福島県内企業への就職を希望する方に対する帰還・就職支援について連携強化を図った。

労働行政の最重点施策

3 東日本大震災からの復興支援

(2) 復興に向けた帰還者・移住者の就労支援の推進

ア 避難県民の帰還のための就労支援の推進

(前項から続く)

(エ) 避難全世帯への地元情報の発信

・広報誌「ふくしまで働く」の発行を通じて、県内外の避難者全世帯に対し、福島県の雇用情勢や就労支援事業等の情報発信を行って、県内への帰還及び就職の支援を実施した。(年3回発行 夏・秋・春 各51,500部 発行)

・宮城、山形、新潟、埼玉、東京及び大阪労働局内の8所に設置された「福島就職支援コーナー」、県内のハローワーク及び移住支援センター等に、「被災12市町村の動き」を送付し、避難者等に情報提供を行った。(毎月)

ふくしまで働く
2023年 春号
「ふくしまで働く」は福島県内外に避難されている皆様や帰還で働きたいと考えている方々に対して、被災・避難の観点から福島県内の就労支援等を実施するに当たっての最新情報や就業機会が紹介されています。

特集
浪江町長からのメッセージ
あゆみ わが社の今
「株式会社 エスビーエス 東日本工場」

浪江町 復興にける想い 避難されている方へのメッセージ

東日本大震災から11年あまりが過ぎ、現在の町は、学校、道の駅や図書館などが完成し、漁港やスーパー、飲食店などに、少しずつ賑わいが感じられるようになってきました。浪江町は、福島県浜通り地域にあり東北地方としては比較的温暖で雪はほとんど降らず、山、川、海の幸に恵まれた美しいところです。現在、町の復興に向けて行政、事業者、町民が一丸となって取り組んでいます。

特に、これからの5年間は浪江町の未来を断る大切な時期であり、歴史をつくった歴史的事業が実行されています。町内で稼働する世界最大級の福島水素エネルギー研究フィールド(FHRF)で作られた水素などを活用し、再生可能エネルギーの町をつくる事業、世界的建築家の藤野善さんと連携し「駅前グランドデザイン基本計画」による環境とデザインが融合した美しい町をつくる事業、そして、世界最先端の技術が無類する福島国際研究開発機構(F-REI)を整備する事業は、これから再び自治体と連携し、福島県復興のエンジンとなるべく世界の技術者が集まる町の基盤づくりを進めています。また、こうした事業に際して、企業、事業者との第一歩を踏み出す際、町内では経験豊富な人材と若い力が協力を、伝統技術の上にICT技術を活用した新たな取り組みが始まっています。

いまの浪江町は、こうした町の歴史が刻まれる軌跡を感じることが出来ます。

これからは、避難先から帰還される方、新たに移住される方、そして既に町内で生活されている方、それぞれが力を発揮することで新しい町が形成されていきます。行政として、大規模な事業は行わず、増産産業の育成、新たな企業の誘致等々、働く場をさらに広げていくとともに「誰もが新しい浪江町を創る担い手」として働きやすい環境の醸成に力を注いでまいります。

例えば、町内で新規に事業や農業を始めたい方、または再開される方への支援制度、お試し移住や家族補助等の制度、子育て世帯への更なる家族補助や医療費の一部負担、学用品、制服などの補助制度などを用意しています。

今年まだ、居住人口が従前の約2,000人少ないという状況を見逃さず、行政の役割として、代々家にお住いの方、新たに移住された方、失う前に戻られた方、状況の異なるすべての方の交流の場を提供し、新たな絆を育むお手伝いをまいります。

未来に向かって、皆さんが積み上げてきた経験、人脈、知識を結集することで、さらに素晴らしい「ふるさと浪江」が形成されていきます。

皆さんの力、町への思いを繋ぎ、一緒に素晴らしい新しい浪江町を作っていきます。

浪江町長 吉田 栄光

被災12市町村の動き 令和5年2月

双葉町 2/22発表 「帰還前向き」過去最高
復興庁は21日、東京電力福島第1原発事故で避難指示が出た双葉町の住民意向調査の結果を発表した。既に町内に戻った、再帰的帰還を希望する「戻りたい」と答えていると答えた割合の合計が、14.3%で2012年度の調査開始以来、過去最高となった。

昨年8月の復興拠点の避難指示解除後の意向調査と比べ、回答者の0.7%が「既に町に帰っている」と答えた。「戻りたい」と答えているのは13.6%前年比2.3%増だった。復興拠点を除く避難困難区域への帰還の時期について「自宅に帰れるようになるまで待たないと答えた割合は31.8%(前15.2%)増と大幅に増加した。

町に帰っている 0.7% 戻りたい 13.6% まだ判断がつかない 56.1% 戻らないと決めている 29.6%
22年度 11.3% 23年度 11.3% 24年度 60.5% 25年度 31.8%

避難指示区域の住民登録数・居住者数

市町村名	住民登録数(人口)	居住者数	帰還率	
2013.3.31	2023.2.27			
田村市	4,497	3,074	2,917	64.8%
南相馬市	14,281	7,122	4,346	30.4%
川俣町	1,252	672	331	26.4%
広野町	5,490	4,660	4,209	76.7%
楢葉町	8,011	6,610	4,290	53.5%
富岡町	15,960	11,705	2,085	13.0%
川内村	3,038	2,371	1,871	61.8%
大熊町	11,505	9,981	954	8.2%
双葉町	7,140	5,527	40	0.5%
浪江町	21,434	15,533	1,984	9.1%
葛尾村	1,567	1,305	465	29.7%
飯館村	6,508	4,822	1,502	23.0%

川内村 2/21発表 川内のパイパス、一部開通へ
福島県は20日、「ふくしま復興再生道路」に位置づけてパイパスを整備している県道小野宮岡線の西/内工区(川内村、延長5.9)に付いて、一部区間の計0.5kmを3月31日午後1時に開通すると発表した。岡線と県中間地域を結ぶ道路。

国道399号沿線5市町村 復興へ官民一体 産品ブランド化や誘致
2/18発表 阿武隈山地を南北に貫く国道399号が通る新館、浪江、葛尾、田村、川内村の5市町村は3月2日、官民一体の連絡協議会を設立する。各市町村の地域づくり団体などと連携し、東日本大震災と、東京電力福島第1原発事故からの復興・再生に関する情報発信、地元産品のブランド化、地域復興や伝統文化を活用した観光客などで協議し、沿線地域の復興を図る。

新年度の事業計画では、地域ブランド「あぶらモモンチンゴ街」の新設を目指し、阿武隈の豊かな自然や川、エゾマスの産産物、ワイン、有機などの特産品の価値を高めるためのブランド化認証とロゴ作成、地元産品の総合プラットフォームの構築を行う。道路改良や利活用に向けた環境整備を国や県に要望する活動なども計画している。協議会は、今年に避難指示解除を控える浪江町津島、新館村長沢の2地区も通過する。

当初避難指示区域の事業所再開状況

市町村	再開率	再開事業所数
田村市	6.2%	102
南相馬市	1.7%	17
川俣町	1.5%	15
広野町	1.4%	14
楢葉町	1.8%	18
富岡町	0.9%	9
川内村	1.2%	12
大熊町	0.5%	5
双葉町	0.4%	4
浪江町	1.2%	12
葛尾村	0.3%	3
飯館村	0.5%	5

【6市町村中継発表】川内村(2/21)に電話調査
※事業所の再開率(2023年2月27日現在)を掲載
※再開率は、前年度(2013.3.31)時点の住民登録数

労働行政の最重点施策

- 3 東日本大震災からの復興支援
 - (2) 復興に向けた帰還者・移住者の就労支援の推進
 - ア 避難県民の帰還のための就労支援の推進

労働行政の最重点施策

- 3 東日本大震災からの復興支援
 - (2) 復興に向けた帰還者・移住者の就労支援の推進
 - イ 浜通り地域への移住者・定住者の就労支援の推進

- (オ) 被災地の人材確保のための公益社団法人福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)等関係機関との連携
 - ・公益社団法人福島相双復興推進機構をはじめ、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構、福島県他関係機関と進出企業情報を共有する等の連携を図っている。
なお、今年度も「被災地企業への雇用確保」等に係る定例会議を開催し、被災地域に進出する企業等に係る効果的な人材確保に向けた対応についての協議、連携を図ることとする。
- ・企業説明会等【再掲】
- ・避難全世帯への地元情報の発信【再掲】
- ・被災地の人材確保のための公益社団法人福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)等関係機関との連携【再掲】
- ・先進的な誘致・進出企業への雇用確保を中核とした取組として、昨年度に引き続き、公益社団法人福島相双復興推進機構、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構の支援企業も含めた地元企業の採用担当者と高校進路指導教諭等との情報交換会を開催した。(17社、7校・15名)

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

- (1) 労働条件の確保・改善対策の推進
ア 基本的労働条件の確立

・県内監督署において、管内の実情を踏まえた監督指導や集団指導を実施することにより、労働基準関係法令や基本的労働条件の遵守徹底及び労務管理体制の確立及び定着を図った。

- 監督指導の実施件数 1,551件(令和5年1月末現在)
- 集団指導の実施件数 20件(令和5年1月末現在)

・解雇、賃金不払等に関する労働者からの申告については、403件受理し、監督指導等の実施により対応した。(令和5年1月末現在)

- イ 未払賃金立替払の適切・迅速な実施

・事業活動停止等により、賃金支払を受けることができなくなった労働者に対し、監督署において、雇用契約先事業場の未払賃金立替払制度適用の認定、未払賃金額の確認業務を適切・迅速に行うことにより、救済を行った。

- 認定申請 23件、うち18件認定(令和5年1月末現在)
- 確認申請 99件、うち94件確認(令和5年1月末現在)

労働行政の重点施策

- 1 労働基準担当部署の重点施策
- (2) 最低賃金制度の適切な運営

(ア) 福島県最低賃金の改正及び広報

- ・ 7月4日に福島地方最低賃金審議会へ福島県最低賃金の改正について諮問を行い、8月10日に同審議会から福島県最低賃金828円(時間額)を30円引き上げ858円に改正すべきとの答申があり、それを踏まえて改正決定し、10月6日から発効された。
- ・ 改定された福島県最低賃金について、県・市町村、事業者団体、金融機関等(計2,162件)へ周知・広報の協力を依頼した。(9月)
- ・ 福島労働局最低賃金PR用キャラクター「サイちゃんKun」を用いた周知等を行った。(9月)
- ・ 最低賃金を引き上げやすい環境整備のための助成制度である「業務改善助成金」の利用勧奨について、事業者団体、社会保険労務士会等への説明や協力依頼を行った。(5月～1月)
 - 令和4年度 通常コース申請件数(令和5年1月末現在 73件)
 - 令和4年度 特例コース申請件数(令和5年1月末現在 12件)

(イ) 福島県特定最低賃金の改正及び広報

- ・ 7月28日に福島地方最低賃金審議会に特定最低賃金の改正の必要性の有無について諮問を行い、8月10日に同審議会から計量器等製造業を除く4業種について改正の必要性ありとの答申があり、4業種に係る特定最低賃金の改正について諮問し、各専門部会の審議・答申を得て改正決定し、12月18日以降、順次発効された。
 - 福島県自動車小売業最低賃金
922円(28円引き上げ・令和4年12月18日発効)
 - 福島県輸送用機械器具製造業最低賃金
916円(26円引き上げ・令和4年12月24日発効)
 - 福島県電子部品等製造業最低賃金
880円(24円引き上げ・令和4年12月30日発効)
 - 福島県非鉄金属製造業最低賃金
912円(26円引き上げ・令和5年1月1日発効)
 - ※福島県計量器等製造業最低賃金
889円(据置・令和4年1月13日発効)
- ・ 改定された福島県特定最低賃金について、県・市町村、事業者団体等(計1,405件)へ周知・広報の協力を依頼した。(12月)

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

ア 第13次労働災害防止計画重点業種の労働災害防止対策の推進

福島県内の労働災害発生状況

コロナ含む	令和3年	令和4年	増減
死亡者数	17	21	+4 (23.5%増)
死傷者数	2,465	3,859	+1,394 (56.6%増)
コロナ除く	令和3年	令和4年	増減
死亡者数	16	21	+5 (31.3%増)
死傷者数	2,116	2,053	-63 (3.0%減)

※令和4年の数値は令和5年1月末現在での速報値である。

※「死傷者数」は休業4日以上

※表の上段は新型コロナウイルス感染症のり患により被災した労働者の数を含むもの、表の下段は新型コロナウイルス感染症のり患により被災した労働者の数を除いたものである。

(ア) 建設業

・ 3月16日に発生した福島県沖を震源とする震度6強の地震について、福島県内の災害防止団体及び建設関連業者で構成する各種団体(55団体)に対し、文書により、災害復旧工事の安全作業を徹底するよう要請した。(6月)

・ 安衛則の関連規定が令和4年1月2日から完全施行され、旧規格の安全帯が使用できなくなったことを踏まえ、フルハーネス型墜落制止用器具の使用及び特別教育の実施の徹底を図るよう重点的に指導等を実施した。(通年)

・ 県内建設工事関係者連絡会議を開催し、公共工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策について協力を要請した。(6月)

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

ア 第13次労働災害防止計画重点業種の労働災害防止対策の推進

(前頁から続く)

- ・ 国の地方合同庁舎建築工事現場(福島市)に対し、福島労働局長による建設現場パトロールを実施し、墜落・転落災害防止対策や熱中症予防対策を重点に指導を実施した。(7月)

- ・ 建設業の労働災害死傷者数の縮減を図るため、建設業労働災害防止協会福島県支部が主催し、労働局及び県下労働基準監督署が後援する『福島県建設業ゼロ災宣言運動2022』を展開して、建設業の労働災害死傷者数の縮減を図った。(4年7月～5年1月)

(イ) 製造業

重篤な機械災害(特に挟まれ・巻き込まれ災害や切れ・こすれ災害)を発生させた事業場に対し、個別に指導を実施して、労働災害防止対策の推進を図った。

(ウ) 陸上貨物運送事業

- ・ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部(陸災防)と連携し、荷台等からの墜落転落災害を発生させた事業者に対して、安全管理士による荷役労働災害防止対策コンサルティングを実施して、労働災害防止対策の推進を図った。(10月)

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

ア 第13次労働災害防止計画重点業種の労働災害防止対策の推進

(前頁から続く)

- ・ 「荷役作業」における労働災害が全体の7割を占めており(「荷役作業安全ガイドライン」による)、災害防止のためには荷主等事業場の協力が必要であることから、荷主等事業場と陸運事業者との連携・協力促進協議会において荷主事業場における災害発生状況について説明し、荷主等の理解と協力を求めた。(11月)

- ・ 「ロールボックスパレット(RBP)及びテールゲートリフター(TGL)等による荷役作業安全講習会」において、RBP及びTGLによる労働災害防止対策等の説明を行った。(令和5年2月)

(エ) 林業

- ・ 県内4人にチェーンソー指導員を委嘱し、関係事業者及び関係労働者に対してチェーンソーを取り扱う労働者の振動障害の防止に係る知識の普及を図った。(年16回の指導)

- ・ 監督署と森林管理署や県の林業事務所及び施工業者が合同で林業現場パトロールを実施して林業労働災害の防止を図った。(通年)

(オ) 第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)

- ・ 行動災害が増加傾向にある小売業及び介護施設についてSAFE協議会を設置し、第1回の協議会を開催して、転倒及び腰痛等の行動災害を予防するための取組の強化と自主的な安全衛生管理の定着を図った。(9月)

また、SAFE育成支援の育成支援対象企業を選定し、自主的な安全衛生管理のスタートアップ支援も併せて行って、企業における自主的な安全衛生管理の導入を支援した。

- ・ 駅ビルやショッピングモールなど、小売店や飲食店が複数、密集して存在する施設について、転倒災害防止の徹底を図るための署長パトロールや個別指導を実施するとともに、各店舗の責任者が集まる会議等において、行動災害に係る啓発資料の配布を行うなど、行動災害予防の取組を実施した。

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

イ 転倒災害防止対策の推進

- ・ 転倒災害を発生させた事業場に対し、「転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書」の提出を求め、災害の再発防止対策の取り組み状況を確認し、必要に応じて転倒災害防止に係る指導を実施した。

- ・ 転倒災害が冬季に多発していることから、労働災害防止団体と連携して11月から3月末まで「福島冬季転倒災害防止運動(転ばないでね!)」を展開し、転倒災害防止対策の推進を図っている。

ウ 高齢者に係る労働災害防止対策の推進

- ・ 高年齢労働者が安全に就労するための環境づくり等について定めた「エイジフレンドリーガイドライン」について、各種説明会等の機会を捉え、ガイドラインに基づく取組を指導するとともに、「エイジフレンドリー補助金」による支援についての周知も実施して、高齢者に係る労働災害防止対策の推進を図った。

エ メンタルヘルス対策等の推進

- ・ 県内労働者50人以上の事業場において、メンタルヘルス対策について取組を行っていない事業場、自主点検の実施要請に回答がなかった事業場に対して、メンタルヘルス対策の取組について個別に指導を実施して、メンタルヘルス対策等の推進を図った。

- ・ 事業場のメンタルヘルス対策を推進するため、福島産業保健推進総合支援センターが実施するメンタルヘルス対策支援事業の利用勧奨を実施した。

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(3) 労働者の安全と健康確保対策の推進

オ 治療と仕事の両立に取り組む企業等の支援

カ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

- ・ 治療と仕事の両立支援に係る取組を効果的に連携させ、両立支援の取組の推進を図ることを目的として設置された、福島県、労使団体、福島県医師会、福島産業保健総合支援センター及び医療機関等を構成員とする「福島県地域両立支援推進チーム」において、推進チーム連絡会議を開催し、両立支援の取組の連携を図った。(9月)
また、その推進チームにより、事業場の衛生管理者や人事労務担当者を対象とした両立支援セミナーを開催した。(9月)
- ・ 「溶接ヒューム」が特定化学物質(第2類物質)に追加され、令和3年4月から施行・適用されたことについて、金属製品製造業や建設業等の、金属アーク溶接作業を行っている事業者等に対し、各種説明会等の機会を捉えて、周知・啓発を実施して、溶接ヒュームによる健康障害防止について周知を図った。
- ・ 金属アーク溶接作業における呼吸用保護具に関するフィットテストが令和5年4月から義務付けられることを踏まえ、事業場からフィットテスト業務を受託する可能性がある、作業環境測定機関及び特殊健康診断実施機関に対し、「フィットテスト測定機購入補助金」の利用勧奨を実施した。(6月)
- ・ 令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に関する労働安全衛生関係法令の改正(事業場における化学物質の管理体制の強化等)について周知を図った。
- ・ 石綿解体工事等において提出される計画届や作業届の内容を審査し、実地調査を実施すること等により、石綿健康障害予防対策について指導等を実施した。
○令和4年度 計画届受理件数 86件(令和5年1月末現在)
- ・ 令和2年7月に改正された石綿障害予防規則(工事開始前の石綿の調査や監督署への届出等)について、各監督署において5か年計画を作成し、当該計画に基づき、建設業の許可事業者及び解体業の登録業者に対する自主点検及び集団指導を実施して、効果的な周知・指導を行った。
- ・ 国交省及び環境省と連携して再生砕石への石綿含有産業廃棄物の混入防止合同パトロールを実施し、石綿ばく露防止対策の徹底について指導を実施した。(6月、10月)

労働行政の重点施策

1 労働基準担当部署の重点施策

(4) 労災補償対策の推進

ア 迅速・公正な事務処理

・局と各監督署において、定期的に複雑困難事案等に関する事案検討会を開催して処理方針について確認を行うとともに、管理者による進行管理等を徹底し、迅速・公正な事務処理の実施に努めた。

また、過労死等事案については、監督・安全担当部署と連携して調査を行い、効率的・適正な労災認定に努めた。

○令和4年度労災請求件数 脳心事案11件 精神事案22件 石綿事案21件
(令和5年1月末現在)

○令和4年度労災決定件数 脳心事案9件 精神事案12件 石綿事案12件
(令和5年1月末現在)

・局において全署分の療養補償給付請求書の受付入力と一次審査を集中して実施するなど労災補償業務の効率化を図るとともに、非常勤職員等の人材育成のための研修・業務支援の実施等にも積極的に取り組んだ。

イ 相談者等への懇切・丁寧な対応等

・相談者等へは、請求できると思われる各種保険給付について漏れのないよう懇切・丁寧な説明を行った。

また、請求書受付後約3か月を経過した事案については、請求人に対して処理状況を説明する等、懇切・丁寧な対応を行った。

ウ 廃炉作業や除染等業務の従事者への労災保険制度の周知等

・東日本大震災後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に伴う、電離放射線被ばくを理由とする労災請求に対しては、本省及び局署の連携を密にして対応した。

また、当該業務に従事する労働者に対しては、東京電力株式会社が実施する原子力発電所への新規入場者説明会時に、リーフレット「放射線被ばくによる疾病についての労災保険制度のお知らせ」の配布を依頼し、制度の周知を図った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(1) 成長と雇用の好循環の実現に向けた円滑な職業紹介業務の運営による就職支援

ア ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組



ハローワークにおける職業相談・紹介



ハローワーク職業相談窓口

(ア) 主要指標

主要指標は、ハローワークのマッチング機能に関する業務のうち、特に中核業務の成果を測定する評価指標であり、当該業務の成果向上のため、①求職者担当者制を中心とした個別支援の強化、②積極的なマッチングによる求人情報の提供、③求人担当者制によるマッチングからフォローアップまでの一貫した支援等を実施した。

なお、令和4年度は、「就職件数」「充足件数」の集計を「常用」から「一般」に変更した。

(注)「常用」とは、雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの。

「一般」とは、「日雇」(日々雇用の仕事及び1か月未満の雇用期間が定められたもの)を除くもの。

また、「補助指標」は、「紹介率」を廃止し「満足度(求職者・求人者)」とした。

【実績】

○就職件数

年間目標値	27,884件	(前年度(常用)	25,721件)
4～1月の実績	21,065件(進捗率75.5%)	(前年同期(一般)	21,842件)

○充足件数

年間目標値	26,977件	(前年度(常用)	24,629件)
4～1月の実績	20,083件(進捗率74.4%)	(前年同期(一般)	20,931件)

○雇用保険受給者の早期再就職件数

年間目標値	7,353件	(前年度	6,605件)
4～12月の実績	5,412件(進捗率73.6%)	(前年同期	5,722件)

(イ) 補助指標

補助指標は、ハローワークのマッチング機能に関する業務の質の向上を図るものであり、求職者及び求人者に対する「ハローワーク利用者満足度アンケート」調査を実施し、サービスの不十分な点や利用者のご意見等をサービス改善につなげる。

○目標	求職者利用満足度	90.0%
	求人者利用満足度	90.0%

○アンケート調査期間 令和4年10月17日～1か月程度

(現在、厚生労働省において集計中。結果は令和5年3月末頃示される予定)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(1) 成長と雇用の好循環の実現に向けた円滑な職業紹介業務の運営による就職支援

イ ハローワークシステムの刷新を踏まえた職業紹介の充実・強化



若年者(フリーター等)を対象としたグループワーク
(課題解決型支援サービスの実施)

(ア) システム刷新による機能強化
システム刷新第3弾(令和4年3月)により、ハローワークインターネットサービス及びハローワークシステムの機能強化(オンライン求職情報公開、求人者マイページから求職者への「直接リクエスト」等)が図られ、自ら求人・求職活動を行う利用者の利便性が向上した。

(イ) マイページ利用の促進によるハローワーク利用者の拡大
マイページの開設により、求職者は求人検索条件の保存やオンライン自主応募、ハローワークオンライン紹介、求人者は求人申込や採否結果通知、求職者への「直接リクエスト」など、利用者のパソコンやスマートフォン等で操作が行えるようになるため、ハローワーク窓口や各種会議等でマイページ開設の利用案内やリーフレットの配付、労働局ホームページへの掲載等により利用方法の周知を図った。

○マイページ登録利用状況(令和4年12月)

- ・求人者マイページ 64.8% (全国 57.1%)
※新規求人件数のうち求人者マイページからの申込割合
- ・求職者マイページ 43.2% (全国 29.1%) 全国1位
※有効求職者のうちマイページ利用者の割合

(ウ) 求職者への就職支援の更なる強化と求人者支援の充実
オンラインサービスの充実を図ってもなお、ハローワークに来所する求職者に対して、必要な支援を十分に提供していけるよう、求職者担当者制の積極的な実施やキャリアコンサルティング等の課題解決サービスの徹底等の求職者支援の強化と、オンラインで求人を申し込む求人者への求人票作成支援等の充実を図った。

(エ) 職業安定部の幹部による職業紹介業務ヒアリングの実施
ハローワークシステムの刷新を踏まえた職業紹介業務の充実・強化のため、職業安定部長の他、幹部職員が各ハローワークを訪問し、業務の状況に応じた助言・指導を行った。

上期:6月~7月実施

下期:1月~2月実施(予定)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(1) 成長と雇用の好循環の実現に向けた職業紹介業務の運営による就職支援

ウ 公正な採用選考システムの確立



R4.9.12 ハローワーク相双主催
「公正採用選考人権啓発推進員研修会」

エ 雇用保険制度の安定的運営

- (ア) 事業主に対する公正な採用選考システムの周知・啓発
高卒求人受理開始前(5月)に、各ハローワークで実施した「新規学卒者求人受理説明会」の機会を捉え、参加企業1,123社に対し公正な採用選考及び適正な応募用紙による選考の周知・啓発を行った。
- (イ) 労働局ホームページへの資料掲載による周知・啓発
労働局ホームページに公正採用選考関係制度に関する資料と解説動画を掲載することにより、事業主や求職者等に対する周知・啓発を行った。
- (ウ) 事業主を対象とした「公正採用選考人権啓発推進員研修会」の開催(年2会場)
○実績(令和4年12月末時点)
令和4年9月12日にハローワーク相双にて25事業所を参集し開催した。
令和4年12月8日にはハローワーク郡山にて84事業所を参集し開催した。
- (ア) 雇用保険各種手続の電子申請率向上に向けた取組
電子申請利用促進を図るため、労働局ホームページに特設サイトを設けて周知・広報を行い、また、職員や電子申請アドバイザーによる事業所訪問を積極的に実施し電子申請の利用勧奨を行った。
○実績(令和4年12月末時点)
雇用保険電子申請率 56.1% (令和3年12月末時点 46.6%)
- (イ) 雇用保険受給者の早期再就職支援の取組
雇用保険受給者の早期再就職支援のため、再就職支援セミナーの受講勧奨、就職支援ナビゲーターによる担当者制の個別支援、再就職手当試算表の配付による早期再就職への意欲喚起等の取組を実施した。
○実績(令和4年度11月末現在の累計値)
早期再就職件数 4,851件(前年同期 5,170件)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(2) 雇用吸収力の高い分野への再就職支援の推進

ア 業種・地域・職種を超えた再就職等の促進



求人条件の緩和指導を行った結果、条件（賃金や休日等）がUPLした求人票を掲示

(ア) 就職支援ナビゲーターによる業種を超えた就職支援
雇用保険受給者や 業種間・職種間移動による再就職を希望する者等に対する早期就職支援コーナーをハローワーク福島・いわき・小名浜・会津若松・郡山に設置し、就職支援ナビゲーターによるキャリアコンサルティングや課題解決サービスを通じて再就職支援を実施した。

○ 令和4年度(第3・四半期まで)の実績

支援対象者	1,196人(前年同期 1,282人)
就職件数	1,088人(前年同期 1,169人)

(イ) 求人確保と求人充足サービスの充実

各ハローワークでは求人・求職の動向等を分析するとともに、求職者のニーズの高い職種・業種等に重点を置いた求人開拓を実施した。

また、求人の質の向上に向け、求人票の記載事項が詳細なものとなり、求職者にとってよりきめ細かな情報に基づき求人への応募を検討できるよう、求人情報の充実を図るとともに、求人条件緩和の助言・指導を積極的に実施した。

(ウ) 失業なき労働移動の実現

ハローワークの窓口において事業主から相談があった際には、労働移動支援助成金の活用等を説明し、また、公益財団法人産業雇用安定センターを案内することにより当該センターと連携しながら再就職等を支援した。

○ 支給決定件数

令和3年度	39件
令和4年度(1月末現在)	11件

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(2) 雇用吸収力の高い分野への再就職支援の推進

イ 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援



ハローワーク主催のバスツアー型職場見学会

(ア) 「人材確保対策コーナー」の設置

福祉・建設・警備・運輸分野等の人手不足が顕著な職種の人材確保支援の専門窓口をハローワーク郡山(H29)、福島(H30)、いわき(H31)、会津若松(R03)に設置している。

○ 令和4年度(第3・四半期)の実績

・求人者支援実績

支援対象求人数 14,596人 (前年同期 11,755人)

充足数 1,147人 (前年同期 1,058人)

・求職者支援実績

新規支援対象者 1,958人 (前年同期 1,930人)

就職件数 1,260人 (前年同期 1,061人)

(イ) 見学会、面接会、説明会等の開催

人材確保対策として、人材不足分野の業界との連携強化に重点を置きながら、以下の見学会、面接会、説明会等のマッチングイベント等を実施した。また、マッチングイベントでは、人材不足分野の実態や魅力等を発信することにより潜在求職者の開拓・求職者への応募勧奨等に取り組んだ。

なお、未充足求人に対する条件緩和・仕事内容欄の充実等の提案を行うなどのフォローアップを行った。

【マッチングイベント例(4～12月実績)】

○ハローワーク福島

* 介護関係セミナー(開催 6回 参加者 72名)

* 介護関係職場見学会(開催 8回 参加者 14名)

* 運輸関係職場見学会(開催 2回 参加者 12名)

* 建設関係職場見学会(開催 1回 参加者 4名)

* 介護関係職場説明会(開催 10回 参加者 158名)

* 警備関係職場説明会(開催 3回 参加者 63名)

* 建設関係職場説明会(開催 2回 参加者 18名)

* 運輸関係職場説明会(開催 4回 参加者 41名)

○ハローワークいわき

* 医療・介護関係職場説明会(開催 2回 参加者 30名)

* 警備関係職場説明会(開催 2回 参加者 25名)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(2) 雇用吸収力の高い分野への再就職支援の推進

イ 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援



ハローワーク主催のミニ面接会

(前頁から続く)

- * 運輸関係職場説明会(開催 1回 参加者 11名)
- * 建設関係職場説明会(開催 1回 参加者 11名)
- * 製造業職場説明会(開催 1回 参加者 15名)
- * 保険業職場説明会(開催 1回 参加者 9名)

○ ハローワーク会津若松

- * 警備関係会社説明会及び面接会(開催 1回 参加者数 9名)
- * 建設関係会社ミニ面接会(開催 2回 参加者数 6名)
- * 医療・介護関係会社説明会及び面接会(開催 3回 参加者数 50名)
- * 医療・介護ツア一型職場見学会及び体験会(開催 1回 参加者数 7名)
- * 医療・介護・保育・警備合同就職面接会(開催 1回 参加者数 34名)
- * 警備関係ツア一型職場見学会及び面接会(開催 2回 参加者数 20名)
- * 運輸関係会社説明会及び体験会(開催1回 参加者9名)
- * 医療・介護合同就職面接会(開催1回 参加者32名)

○ ハローワーク郡山

- * 介護見学会 開催:1回 参加者数:3名
- * 看護見学会 開催:3回 参加者数:16名
- * 保育見学会 開催:1回 参加者数:3名
- * 運輸見学会 開催:1回 参加者数:2名
- * 運輸説明会(ミニ面接会) 開催:2回 参加者数:33名
- * 警備説明会(ミニ面接会) 開催:2回 参加者数:31名
- * 介護・看護説明会(ミニ面接会)開催1回 参加者数17名

(ウ)各関係機関との連携等

a 人材確保対策推進協議会の開催(令和4年7月12日)

地方自治体・関係機関・団体等の人材確保に係るネットワークの構築と情報共有、具体的施策実施の連携を図った。

b 福島県福祉人材センターとの連携

・「福島県福祉人材センター」ホームページ特設サイトにて、参加法人の紹介をオンライン上で先行して行い(7/1~7/31及び1/16~2/19)、下記日程で参加法人と求職者等が直接対面する「福祉の職場 合同就職説明会」を開催し、福祉施設等における人材確保の推進を図った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(2) 雇用吸収力の高い分野への再就職

イ 医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援



福島県福祉人材センターのハローワーク出張相談会

(前頁から続く) 福祉の職場 合同就職説明会【実績】

	一般	学生	参加者計	就職者
7/6福島会場 (31法人参加)	43	9	52	5
7/9郡山会場 (41法人参加)	37	33	70	4
2/12福島会場 (28法人参加)	31	4	35	
2/18郡山会場 (31法人参加)	25	24	49	

・各ハローワークにおいて「福祉の仕事就労支援セミナー及び相談会」を開催し、福祉関係の仕事を希望する求職者へ就職支援を行った。

○令和5年1月末現在

開催回数90回(前年同期87回)

セミナー参加者604人(前年同期537人)

相談会参加者137人(前年同期157人)

c 福島県保育士・保育所支援センターとの連携

・特設サイトにて、事前に参加保育所の紹介を先行して行い(9/1~9/30)、10月1日に参加保育所と求職者がオンライン上で就職相談・面談を行う「保育士就職フェア」を開催し、保育所等における人材確保の推進を図った。

参加求職者数 23人(一般4人、学生19人)

d 福島県ナースセンターとの連携

・人材確保対策コーナー(福島所・いわき所・会津若松所・郡山所に設置)において、ナースセンターの求職・求人情報を共有し、就職支援を実施した。

○令和4年12月末現在

新規支援対象求職者数141人(前年同期127人)

就職件数87件(前年同期70件)

新規支援対象求人件数926件(前年同期708件)

充足件数101件(前年同期71件)

・各ハローワークにおいて、福島県ナースセンターによる巡回相談を実施し、看護師等の就職を希望する求職者へ就職支援を行った。

○令和5年1月末現在

開催数 76回(前年同期68回)

参加者数231人(前年同期179人)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(3) 就職氷河期世代活躍支援

ア ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

イ 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れる企業への助成金等の活用

(前頁から続く)

e 各種会議への出席

以下の会議への出席により、関係機関とのネットワークを構築し、相互の施策に対する理解促進、情報や課題の共有を図った。

- ・令和4年6月9日「福島県ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議」
- ・令和4年8月26日「福島県ナースセンター事業運営委員会」
- ・令和4年8月25日「令和4年度第1回保育人材対策連絡会」

f 介護就職デイの開催

・11月11日の「介護の日」前後の期間を福祉人材確保重点実施期間として、「介護就職デイ」と称した介護関係職種の面接会等を県内全てのハローワーク(14か所)で開催した。

参加事業所 117社 参加者数 353名 就職者数 48名

(ア) ハローワーク専門窓口におけるチーム支援

ハローワーク福島(R2.4.1)、ハローワーク郡山(R3.3.1)に専門窓口(ミドルエールコーナー)を設置し、キャリアコンサルティング・生活設計・求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施した。

○ 令和4年12月までの実績

チーム支援対象者数 131人 正社員就職者数 65人(前年同期:166人 71人)
 セミナー開催数 45回 参加人数 216人(前年同期: 38回 143人)
 面接会開催数 10回 参加人数 61人(前年同期: 9回 43人)

(ア) 特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定実現コース)及びトライアル雇用助成金にかかる周知・広報及び活用促進

各ハローワークの求人部門において、就職氷河期世代向けの求人開拓の際に、当該助成金のリーフレットを活用して、周知を図った。

相談部門においては、紹介時に求人事業所に対し、助成金の利用を促すことによって、就職氷河期世代の支援に取り組んだ。

なお、当該助成金を含む就職氷河期世代支援策を案内した資料について、「ふくしまプラットフォーム」(令和4年6月2日開催)で配付し、また、県内市町村あてにも同様の資料について送付する等して周知及び活用促進を図った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(3) 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

ウ 地域若者サポートステーションを通じた継続的な支援



エ 短期間で取得できた安定就労に有効な資格等の取得支援

(ア) キャリアコンサルタント等による支援等

就職氷河期世代のうち無業状態の者の就職等を支援するため、県内4カ所の地域若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、福祉機関等との連携による出張相談、OJTとOFF-JTとの組み合わせによる職場体験プログラム、オンラインによる相談支援を実施した。

また、事業の支援対象年齢が49歳までに拡大していることを踏まえ、ハローワークに設置されている就職氷河期世代専門窓口との連絡会議を定期的を開催する等連携体制を構築している。

さらには、地域若者サポートステーション担当者会議を開催し、ハローワーク担当者と地域若者サポートステーション担当者との情報・意見交換を行い、事業推進のための連携強化を図った。(令和4年12月16日開催、福島労働局主催)

○事業実施状況

進路決定者数	年間目標数	250人
	実績数(1月末現在)	256人
(進捗率 102.4%、前年同期比 +49.7%増)		

(ア) 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援

- ・ 大型1種自動車運転免許(トラック)については、公益社団法人全日本トラック協会(全国)へ委託し、1か月~1.5か月の訓練を周知した。
- ・ 普通2種自動車運転免許(タクシー)については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会に委託し、約8日間~2週間の訓練を周知した。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(3) 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

オ 就職氷河期世代の活躍支援のための都道府県プラットフォームを活用した支援



R4.9.28開催「就職氷河期世代活躍支援県中地域PF」

(ア) 就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームの設置・運営
令和4年度第1回ふくしまプラットフォームを開催(6月2日開催)し、令和3年度における事業の進捗状況と令和4年度事業計画を策定した。

【目標値(KPI)の進捗状況(令和4年度)】

3類型の方の正社員就職や多様な社会参加の実現に向けた目標値

○ 不安定な就労状態にある者(フリーター等)

【目標】 正規雇用者数 1,863人 12月末現在 1,477人(前年同期 1,374人)

○ 長期にわたって無業の状態にある方(ニート等)

【目標】 福島県地域サポートステーションによる進路決定者数

250人 1月末現在 256人(前年同期 171人)

○ 社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもりの状態にある方)

【目標】 地域単位でのプラットフォームを県内全域に設置

令和3年度中に県内6地域に設置

※ 参考

令和4年度の地域プラットフォーム会議の開催状況

会津(7月5日)、県北(7月8日)、いわき(7月15日)、

相双(7月28日)、県南(9月27日)、県中(9月28日)、



労働行政の重点施策

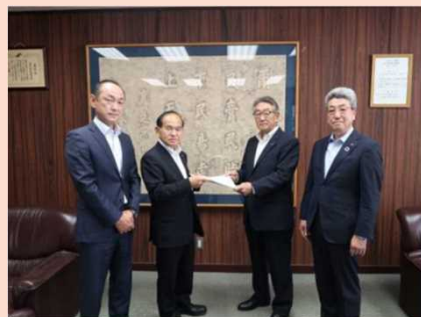
2 職業安定担当部署の重点施策

(4) 新規学校卒業者の就職支援

ア 新規高卒者等に対する就職支援



副知事・労働局長・教育長による求人確保要請



各地域のハローワーク所長による求人確保要請

- (ア) 福島県及び各機関と連携した就職支援
 福島県雇用対策協定(平成28年3月締結)に基づき、若年者の雇用対策について、下記支援事業を福島県と連携し実施した。
 - a 福島県高等学校就職問題検討会議
 3月24日開催の福島県高等学校就職問題検討会議にて、今年度の応募・推薦方法等について申合せを策定した。
 - b 福島県新規高等学校就職促進対策会議
 4月28日開催の福島県新規高卒者就職促進対策会議において策定された就職サポートプログラム及び早期離職防止策に基づき、各種支援策を実施した。
 - c 求人確保要請
 5月24日及び30日に、県知事・労働局長・教育長による求人確保要請を主要経済団体(5団体)へ実施した。
- (イ) 高校生向け企業説明会の開催
 採用選考前の支援として、7月に計8回、福島・郡山の新卒応援ハローワーク及びハローワーク二本松において高校生向け企業説明会を開催し、参加企業93社に対し、のべ864名の高校生が参加した。
- (ウ) 積極的な求人確保の推進
 各地域において、ハローワーク所長と市長等による求人確保要請を県内40の経済団体、事業主団体等へ実施するとともに、今年度求人が未提出の事業所を中心に、電話や訪問による求人開拓を実施した。
- (エ) 新規高卒者就職面接会の開催
 高校生の早期就職内定に向け、10月に県内4か所(福島・いわき・会津若松・郡山)において就職面接会を開催し、参加企業174社に対し、191名の高校生が参加した。
- (オ) 「学卒応援新型コロナ対策プラン」の実施
 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年になく就職活動を余儀なくされている生徒に対し、手厚い支援を行うため、労働局からハローワークに向けて就職面接会や企業説明会などのプランを提示し、学生への支援を強化した。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(4) 新規学校卒業者の就職支援

イ 新規大卒者等に対する就職支援



R4.7.14、15開催 大卒等就職面接会



ハローワーク主催の就職面接会

- (ア) 各大学等との連携(12月末現在)
 - 学生との相談を目的とした各大学等への訪問:101回(前年同期:98回)
相談件数:816件(前年同期:507件)
 - 各大学等において実施した就職支援セミナー等:33回(前年同期:19回)
参加人数:790人(前年同期:672人)
- (イ) 大卒等就職面接会の開催
 - 労働局開催(2回、開催日:7/14、15)
参加企業:203社、参加学生等:212名
 - 委託事業開催(4回、開催日:7/26、8/19、9/17、1/21)
参加企業:71社 参加学生等:29名
- (ウ) 就職支援ナビゲーターによる新卒・既卒者等への支援(12月末現在)
 - 就職支援ナビゲーターによる令和5年3月新規学卒者との相談件数:2,109件
(前年同期:2,927件)
 - 就職支援ナビゲーターによる既卒者等との相談件数:4,182件
(前年同期:3,756件)
- (エ) 「学卒応援新型コロナ対策プラン」の実施(再掲)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年になく就職活動を余儀なくされている生徒に対し、手厚い支援を行うため、労働局からハローワークに向けて就職面接会や企業説明会などのプランを提示し、学生への支援を強化した。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(5) 高齢者の就労・社会参加の促進

ア 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

イ 生涯現役支援窓口における高年齢求職者に重点を置いた就職支援



ハローワーク・生涯現役支援窓口主催
「シニア就職支援セミナー」

ウ シルバー人材センター等の地域における多様な就業機会の確保

・ 労働局及びハローワークが実施する説明会や各種会合等において、令和3年4月1日より施行された改正高年齢者雇用安定法に基づく70歳までの高年齢者就業確保措置に関する周知に努めた。さらに、当該措置を導入するに当たり、ハローワーク等に相談のあった事業所については、制度設計上の留意点や手続きなどに係る詳細な説明を行った。

また、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構(以下「機構」という。)と連携しながら、機構の65歳超雇用推進プランナー、高年齢者雇用アドバイザーによる相談サービス等について、県内企業約4千社に案内チラシを配付するなどの取組を実施して、65歳を超える定年引き上げや継続雇用制度の導入等を行う事業所への効果的な支援を図った。

・ ハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山・白河に「生涯現役支援窓口」を設置し、生涯設計就労プランの策定や高年齢者求人一覧表の提供などを通じて、65歳以上の高年齢求職者に重点を置いた就職支援を実施し、以下の実績を計上した。

【65歳以上の就職支援状況(「生涯現役支援窓口」5か所の合計)】

(令和4年4月～令和5年1月までの実績)

1 就職目標件数(年間)	527件	(前年同期 491件)
2 支援対象者数	633人	(前年同期 499人)
3 就職件数	570件	(前年同期 435件)
4 目標進捗率	108.2%	(前年同期 88.6%)

・ ハローワーク福島・いわき・会津若松・郡山・白河において、管内の市町村シルバー人材センターとの連携を推進する取組として、定期的に連絡会議を開催し、相互が有する情報の共有、高齢者就業の課題等を協議することなどによって、地域の高齢者のニーズ等を踏まえた就業機会の促進を図った。

また、各ハローワークの高齢者相談窓口においては、求職者の就労ニーズに応じて、シルバー人材センターへの誘導はもとより、当該センターが実施する各種技能講習への参加あっせん等を通じて、職域の拡大に努めた。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(6) 障害者雇用対策の推進

ア 公務部門における障害者の雇用
促進・定着支援

(ア) 職場適応支援者の派遣

県内の国家、地方行政機関において採用された障害者の職場定着を図るため、「職場適応支援者(令和2年4月に職業対策課、令和3年4月にハローワーク郡山に配置)」を、支援が必要な障害者が在籍する公的機関に派遣、2年度より県内の複数機関において定着支援を実施した。

【令和4年度1月末の実績】

- 支援開始者数 8人
- 支援対象者総数

国の機関	5人
県及び市町の機関	10人
- 令和4年度1月支援者数 9人(国2人、県市町7人)

(イ) 国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習の開催

令和2年度より、局主催による「国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員認定講習」を開催し、各科目における有識者を講師に招き(精神科医師、大学教授等)、参加者に対して専門的な知識を身につけるための講義を実施した。

講習開催日 第1回 令和4年7月20日(火)～7月21日(水)(23名受講)
第2回 令和4年12月5日(月)～12月6日(火)(25名受講)

(ウ) 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(公務部門)の開催

公的機関において精神障害者とともに働く職員を対象とした「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(公務部門)」を開催した。

講習開催日 令和5年1月30日(月)(17人受講予定)

(エ) 障害者雇用率未達成機関に対する雇用指導

令和3年6月1日時点の任免状況通報書により把握した障害者雇用率未達成の機関に対して、未達成機関ゼロに向け、各管轄ハローワークより適宜指導を行った。

- 令和3年6月1日時点の障害者雇用率未達成機関数 42機関
- うち各ハローワークが指導を行ったことによる達成機関数 4機関

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(6) 障害者雇用対策の推進

イ 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化

ウ 多様な障害特性に対応した就労支援の強化



セミナー開催の様子

- ・ 雇用率未達成企業の中から、「障害者雇用ゼロ企業」や「多数不足企業」を「重点指導企業」として抽出し、集中的に指導する取組「指導にGO！」を今年度も継続実施するとともに、雇用率未達成企業に対して、障害者就業支援関係機関とハローワークが密接に連携して行う「企業向けチーム支援」を実施し、事業主に対し障害者雇用についての丁寧な説明から、雇用後の職場定着支援まで一連の支援をきめ細やかに行っている。
また、令和3年7月から郡山所に配置となった「精神障害者雇用トータルサポーター（企業支援分）」が、上記雇用義務対象企業に対して、精神障害者等の雇用についての意識啓発、雇用に当たっての課題解決や不安解消のための助言、各種支援メニューの活用を提案を行うことによって、企業の精神障害者等に対する偏見を払拭、理解を促し雇用の促進・拡大を図った。

(ア) 精神障害者・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

○上半期開催

福島所 令和4年6月28日 コラッセふくしま(小会議室)

令和4年7月26日 コラッセふくしま(401会議室)

いわき所 令和4年7月20日 いわき産業創造館(企画展示ホール) 38名参加

郡山所 令和4年7月21日 郡山市労働福祉会館(中ホール) 28名参加

○下半期開催

福島所 令和4年12月13日 コラッセふくしま(小会議室)

いわき所 令和4年11月8日 いわき産業創造館(企画展示ホール) 27名参加

郡山所 令和4年11月14日 郡山市労働福祉会館(中ホール) 18名参加

(イ) 難病患者就職サポーターによる就職支援

難病患者就職サポーターをハローワーク福島に配置、窓口だけでなく幅広い地域への出張相談に対応できるよう体制を整えた。

(ウ) 「就労パスポート」の普及促進

企業側と障害者特性などの情報を共有するツール「就労パスポート」について養成講座、講習等で周知を図り、職場定着の向上を図った。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(6) 障害者雇用対策の推進

ウ 多様な障害特性に対応した就労支援の強化



R4.10.4「こおりやま障害者就職面接会」
手話協力員による聴覚障害者の相談援助

(エ) 障害者就職面接会、ミニ面接会・リモート面接会の開催

10月を「障害者雇用促進月間」と位置づけ、10～11月に県内全ハローワークにおいて、就職面接会を開催した。

福島所、いわき所、会津若松所、郡山所は集合対面式、

白河所、須賀川所、相双所、二本松所はミニ面接会又はリモート面接会を開催し、障害者雇用の促進を図った。

開催結果

参加企業数 123社

参加求職者 512人

就職者数 94人(1月末現在、選考中数名あり)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(7) 外国人及び配慮を必要とする者に対する支援

ア 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

イ 外国人求職者等に対する就職支援

(ア)雇用管理指導の実施

6月の「外国人労働者問題啓発月間」に、集中的な事業所訪問を実施した他、外国人雇用のルール遵守について、県内の経済団体等に対して、訪問及び郵送により啓発を行った。また、福島労働局ホームページや県内の労働基準監督署、ハローワークにおいてポスター等の掲示による周知・啓発活動を行った。

○外国人雇用事業主指導等の実施結果155件(令和5年1月末現在)
(前年同期154件)

(イ)相談体制の確保

各ハローワークの雇用指導官の他、労働局に外国人雇用管理アドバイザーを2名配置し、外国人雇用事業主への相談体制の強化を図った。

(ウ)雇用管理セミナーへの講師派遣

福島県主催の「外国人材活用セミナー」に労働局職員を派遣し、外国人雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発を行った。

【セミナー日程】

第1回 初級編～外国人材を活用する～ 令和5年1月17日

第2回 中級編～技能実習制度と特定技能制度の違い～ 令和5年1月27日

第3回 上級編～具体的な高度外国人材の活用法～ 令和5年2月3日

(エ)福島県における「外国人雇用状況」の届出状況集計結果(令和4年10月末現在)

・外国人求職者数 9,928人(前年同月比4.2%増加)

・外国人雇用事業所数 2,127所(前年同月比5.6%増加)

(ア)ハローワークにおける多言語相談支援の実施

・ハローワーク郡山の外国人雇用サービスコーナーに通訳員を継続して配置し、外国人労働者の職業相談支援を行った。

・通訳員未配置所においては、多言語コンタクトセンターを活用した相談を実施した。

・多言語翻訳機(ポケットーク)を令和2年3月より出張所を除くハローワーク(8か所)に配置し、さらに、令和4年7月及び12月に出張所3か所に追加で配置することにより、多言語化する外国人求職者の職業相談に活用した。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

- (7) 外国人及び配慮を必要とする者に対する支援
 - ウ 生活保護受給者等対策の推進



郡山市の市庁舎内にハローワークの常設窓口を設置
(平成25年10月1日～)

(ア) 生活保護受給者等の就労支援

a 生活保護受給者等就労自立促進事業

生活保護受給者等就労自立促進事業により、地方自治体と連携のうえ、生活困窮者を含む生活保護受給者等に対して、ハローワークの就職支援ナビゲーターにより担当者制の就労支援を行った。

b ハローワーク担当者向け研修会議の実施

- ・5月12日に「生活保護受給者等就労自立促進事業担当者研修会議」を開催し、令和3年度の事業結果と令和4年度の目標値について共有を図った。
- ・12月7日に「第2回生活保護受給者等就労自立促進事業担当者研修会議」を開催し、各所の目標に対する実績・進捗状況の分析結果の発表及び支援に係る好事例の共有を行った。

c 福島県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の開催

5月26日に「福島県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を開催し、令和4年度の事業実施計画等について、国・県・県社会福祉協議会による協議を実施した。

○事業実施状況(令和5年1月末現在)

- 支援対象者(年間目標) 1,160人
 - (1月末現在) 1,212人(進捗率104.5%)(前年同期1,323人)
- 就職者数(年間目標) 788人
 - (1月末現在) 1,019人(進捗率129.3%)(前年同期1,050人)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

- (7) 外国人及び配慮を必要とする者に対する支援
 - エ がん患者等長期療養者支援

(ア) 長期療養者への就職支援

がん患者の5年後の生存率が60%以上まで向上している状況の中、がん・肝炎・糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら生きがいや生活の安定のために就職を希望する者(長期療養者)に対する就職支援の推進を図っている。

(イ) 専門相談員の配置

県内では平成28年度からハローワーク福島、平成31年度からハローワーク郡山に専門相談員(就職支援ナビゲーター)を配置し、がん診療連携拠点病院等(福島所:福島県立医科大学附属病院、郡山所:坪井病院・太田西ノ内病院)と連携したがん患者等(長期療養者)に対する就職支援事業を実施している。

(ウ) 主な就職支援等

- * 病院等への出張相談(福島:毎週水曜日、郡山:第1・2木曜日)
- * 個々の長期療養者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談や職業紹介
- * 長期療養者の希望する労働条件に応じた求人開拓、求人条件緩和指導
- * 就職後の職場定着支援
- * 連携先拠点病院等と連携した事業主向けセミナーの開催 等

○令和4年度(第3・四半期)までの実績(福島・郡山)

相談件数 597件(前年度 520件)

紹介件数 124件(前年度 98件)

就職件数 53件(前年度 43件)

※疾患別就職件数

・がん等悪性 24件(前年度 17件)

・肝炎等の肝疾患 0件(前年度 0件)

・糖尿病 14件(前年度 9件)

・その他 15件(前年度 17件)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

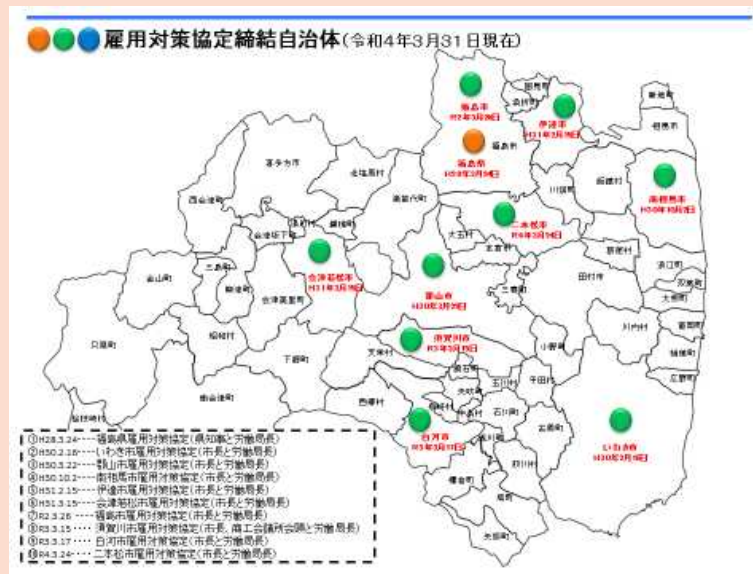
(8) 地域雇用対策の推進

(ア) 福島労働局と県内自治体との雇用対策協定締結による連携
雇用対策協定は、福島県、いわき市、郡山市、南相馬市、伊達市、会津若松市、福島市、須賀川市、白河市、二本松市と締結し、地域の実情に応じた各種雇用対策を連携して実施している。

令和4年度上期において、雇用対策協定にかかる運営協議会を開催し、令和4年度に重点的に取り組む課題や目標を確認した。

○令和4年度雇用対策協定運営協議会実施状況

二本松市	4月18日
須賀川市	4月18日
白河市	4月25日
福島県	4月27日
福島市	5月9日
伊達市	5月9日
郡山市	5月11日
いわき市	5月13日
南相馬市	5月18日
会津若松市	5月20日



労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(9) 労働力需給調整事業の適正な運営の推進

ア 労働者派遣事業の適正な運営

(ア) 改正労働者派遣法の周知等

平成30年労働者派遣法の改正（令和2年4月1日施行）に係る派遣労働者の同一労働同一賃金については、派遣労働者の待遇改善を図るため、毎年、派遣元事業主に提出を求めている同一労働同一賃金に係る労使協定を点検し、不適切な内容となっている事業主に対し指導監督を実施した。12月からは、同一労働同一賃金のさらなる徹底のため、監督署との連携による指導監督を実施した。

なお、派遣先については、定期指導の際に、派遣先として遵守すべき内容をまとめた「派遣労働者の同一労働同一賃金に係る自主点検表」の活用を促し、派遣先が講ずべき措置等について指導した。

また、集団指導として実施している「労働者派遣事業適正化セミナー」は、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、これまでの参集形式からオンライン形式に変更して実施し、回数を増やし、派遣元に加え派遣先向けセミナーを追加することにより、派遣事業の適正な取り扱い及び派遣労働者の待遇改善等について幅広く周知した。

(イ) 労働者派遣契約の中途解除等に係る派遣労働者の雇用の安定

新型コロナウイルス感染症の影響等による労働者派遣契約の中途解除は、派遣労働者の雇用に多大な影響を与えることを念頭に、定期指導の際に、派遣先及び派遣元の事業主に対し、労働者派遣契約の中途解除を安易に行わないよう指導した。派遣労働者に対しては、局ホームページに「新型コロナウイルス感染拡大に伴う派遣労働者の相談窓口」の設置について掲載する等により周知した。

派遣契約の中途解除等の情報が寄せられた場合は、速やかに実態を確認し、派遣労働者の雇用維持について指導することとしている。

(ウ) 違法派遣の防止

労働者派遣法の適正な運営を図るため、派遣元及び派遣先に対する定期指導の際に、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準（昭和61年4月17日労働省告示第37号）」に基づき請負事業等の実態を確認し、当該基準を満たさない偽装請負又は労働者供給事業等に対し指導監督を実施した。

なお、派遣労働者からの相談や、監督署及びハローワークからの情報提供等あらゆる機会を通じて違法派遣の把握に努め、違法派遣の疑いが生じた場合には指導監督を実施した。

また、派遣事業を廃止した事業者に対しては、不適切な契約形態の切り替え等による偽装請負・無許可派遣を行っていないか等について訪問して指導した。

イ 職業紹介事業の適正な運営

(ア) 改正職業安定法の周知等

令和4年10月1日施行の職業安定法の改正では、人材ビジネス事業者について、「求人等に関する情報の的確な表示の義務化」、「個人情報取扱いに関するルールの整備」、「求人メディア等についての届出制の創設」が行われたが、これらを周知するため、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者、求人者等に対し、リーフレットの送付、ハローワーク求人部門窓口における周知、局ホームページへの掲載、職業安定法に係るオンラインセミナーの開催、指導監督時の周知等のあらゆる機会を捉えて周知徹底を図った。

(イ) 定期指導等の実施

職業安定法に基づく定期指導については、職業紹介事業者に対し、適正な事業運営を確保するため、法令違反を繰り返す求人者等の求人不受理等(令和3年3月30日施行)、「就職祝い金」による求職申込の勧奨禁止(令和3年4月1日施行)、外国人留学生等を対象とした有料の支援サービスの提供の有無等について確認する等、法令を遵守した取り扱いについて指導監督を実施した。

(ウ) 「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口の設置

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生する可能性があるため、令和5年2月1日から、需給調整事業室に『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』を設置し、寄せられた情報を基に、職業紹介事業者へ手数料の明示の義務違反等がないか把握し、法令違反の疑いがある場合には、指導監督を実施することとした。

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(10) 公的職業訓練の推進及び職業能力開発への支援

ア 地域のニーズを踏まえた公的職業訓練(ハロートレーニング)の実施

[福島県職業能力開発促進協議会]



(ア) 地域のニーズを踏まえた訓練計画に基づく訓練コースの設定

【令和4年度の公的訓練計画】

○離職者訓練	3,489人	内訳	{ 委託訓練 1,507人 施設内訓練 784人 求職者支援訓練 1,198人
○在職者訓練	2,815人		
○学卒者訓練	210人		
○障害者等訓練	77人		

【令和4年度実績(令和5年1月31日現在)】

	受講者数(人)		対前年同期比
	令和4年4月～ 令和5年1月	令和3年4月～ 令和4年1月	
委託訓練	1125	1134	▲ 0.8%
施設内訓練	499	477	4.6%
求職者支援訓練	425	454	▲ 6.4%
在職者訓練(県)	453	480	▲ 5.6%
在職者訓練(機構)	1259	1055	19.3%
学卒者訓練	279	272	2.6%
障がい者訓練	53	61	▲ 13.1%

来年度(令和5年度)の「福島県地域職業訓練計画」については、令和4年度第1回福島県地域職業能力開発促進協議会(令和4年11月11日開催)において承認を受けた「地域職業訓練計画策定方針」に基づき、本年度の職業訓練実施状況等の分析による効果検証を踏まえるとともに、県内のデジタル推進人材のニーズ等を反映した計画の策定をすすめ、令和5年2月20日開催の第2回福島県地域職業能力開発促進協議会で協議のうえ承認を受けた。

(イ) 福島県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部との連携

公的職業訓練関係業務担当者会議を開催し、公的職業訓練進捗状況等の確認・分析を行うとともに訓練効果の検証を行い、今後の受講促進のための改善策等の協議を実施した。

(令和4年7月6日、令和5年1月16日開催)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

(10) 公的職業訓練の推進及び職業能力開発への支援

ア 地域のニーズを踏まえた公的職業訓練(ハロートレーニング)の実施

[SNSによる周知・広報]



[職業訓練出張相談会]
福島会場
(ダイユーエイトMAX福島店)



(ウ) 公的職業訓練(ハロートレーニング)の周知

下記により職業訓練制度及び各種情報の周知に取り組み、受講の促進を図った。

a 労働局ホームページへの掲載

ハロートレーニング(人材育成関係)情報として、県内のすべての職業訓練コース(訓練内容・期間・募集期間等)及び各種職業訓練関係情報を掲載し、日々最新のものに更新のうえ幅広く周知を図った。

b 福島労働局職業安定部SNSを活用した周知

労働局職業安定部において、本年8月26日に新たに立ち上げたSNS(ツイッター)を活用した職業訓練各種情報の周知を開始した。

c 訓練説明会の開催

各ハローワーク主催による職業訓練説明会を開催し、職業訓練制度及び開講予定職業訓練コース情報等の周知を図った。

○開催回数 247回(令和5年1月末現在)

d 地域住民の生活圏に密着した周知

地方公共団体や企業との連携のうえ、回覧板や地域FM放送の活用、公共施設・道の駅・スーパー・コンビニ等へのリーフレット配架等により周知を図った。

e 商業施設での職業訓練(ハロートレーニング)出張相談会の開催

令和4年10月から12月までの期間中に、県内4地域(福島市、郡山市、会津若松市、いわき市)のスーパー等の商業施設を会場として出張相談会を開催し、職業訓練制度及び職業訓練開講コース等の各種情報を広く地域住民へ周知を図った。

○開催回数 4地域 延べ9回

f 休業によりシフトが減少した方への周知

休業支援金申請者に対して、支給決定通知書の送付時にリーフレット(求職者支援制度・訓練関係)を同封し周知を行った。送付は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援・給付金集中処理センターへ依頼のうえ行った。

○送付件数 1,729件(令和5年1月末現在)

労働行政の重点施策

2 職業安定担当部署の重点施策

- (10) 公的職業訓練の推進及び職業能力開発への支援
 - イ 公的職業訓練への適正な受講あっせん及び就職支援



職業訓練関係業務担当者会議(ハローワーク担当職員参集)及び公共職業安定所長会議並びに各ハローワークへ出向いての職業紹介業務ヒアリングにおいて、求職者支援制度の特例措置をはじめとする職業訓練制度の周知及び開講予定訓練コース等の職業訓練関係情報の周知等による適切な訓練コースへの誘導、並びに訓練修了者の早期就職に向けた求職者担当者制等による就職支援の強化等を指示し、効果的な取り組みを徹底し適正な受講あっせん及び効果的な就職支援の実現を図った。

主な取り組み内容は、下記のとおりとなっている。

- (ア) 職業相談及びエントリーシートを活用したあっせん
 - 窓口での職業相談時に、求職者の希望職種・経験職務・所有資格等の的確な把握を行った。
 - また、求職者記載のエントリーシートを基に希望の職業訓練分野・訓練期間・受講開始時期等を把握し、適切な訓練コースを提案のうえあっせんに取り組んだ。
 - さらに、訓練希望分野等求職者ニーズのより詳細な把握及び希望職種の明確さ等の準備度合いの確認を徹底するため、9月1日付でエントリーシートの見直しを行った。
- (イ) 求人情報の提供
 - 毎日、訓練受講中の方向けに、前日に県内ハローワークで受理した求人の一覧表を作成し、職業訓練実施機関あてにメール送付し情報提供を行いマッチングの促進を図った。
- (ウ) 訓練修了前の職業相談
 - 求職者支援訓練受講者に対する月1度の指定来所日及び公共職業訓練受講中で訓練修了1か月前の時点での就職未内定の者全員にハローワークへの来所を求め、訓練修了時のスキル・知識に見合う求人情報提供をはじめとする就職支援を行った。
- (エ) 担当者制による個別支援
 - 訓練受講者の意向を踏まえ、担当者制により受講訓練分野に見合う求人情報提供及びキャリアコンサルティングによる効果的な個別支援を行った。

令和4年度 職業安定部 各業務実績一覧表

項 目	目標値 (①) (件)	実 績 (4年1月末現在) (②) (件)	進捗率 (②/①)
①就職件数(一般)	27,884	21,065	75.5
②充足数(一般、受理地ベース)	26,977	20,083	74.4
③雇用保険受給者の早期再就職件数	7,353	5,412	73.6
④生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率	67.0%	84.1%	+17.1P
⑤障害者の就職件数	1,526	1,296	84.9
⑥新卒者支援に係る就職支援ナビゲーターの支援による新規卒業予定者等(既卒者含む)の正社員就職件数	2,482	2,139	86.2
⑦ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代(35歳～54歳)の不安定就労者・無業者の件数	2,148	1,987	92.5
⑧ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついたフリーター(おおむね35歳未満)の件数	2,759	2,242	81.3
⑨公的職業訓練修了3か月後の就職件数	1,233	1,203	97.6
⑩マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	94.0%	95.9%	+1.9P
⑪人材不足分野の就職件数	6,594	5,171	78.4
⑫生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数	527	570	108.2

※ 目標値については、前年度等の実績値及び雇用失業情勢等を踏まえ設定。

※ ③、⑧、⑩については令和4年12月末現在の実績。

労働行政の重点施策

3 雇用環境・均等担当部署の重点施策

(1) 総合労働相談コーナーの適切な運営

(ア) 総合労働相談コーナーにおける労働相談

総合労働相談コーナーに寄せられた個別労働紛争に係る労働相談に対して、早期解決に向けて自主的解決の方向性や適切な紛争解決援助制度を教示し、丁寧に対応している。

【参考】 令和3年度相談件数 16,142件
うち個別労働紛争関係 5,754件

(イ) 総合労働相談員への研修

総合労働相談員研修を7月8日に実施し、事例研究を行うなど資質向上を図っている。

(ウ) 関係機関との連携

個別労働関係紛争解決制度等を有する関係機関との連携を図るため、「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」を7月25日に実施した。

(エ) 個別紛争解決援助制度

総合労働相談コーナーに寄せられた個別労働紛争関係の相談については、相談内容に応じて助言・指導及びあっせん制度を説明し、申請には迅速に対応している。

○ 個別紛争解決援助件数(令和5年1月31日現在)

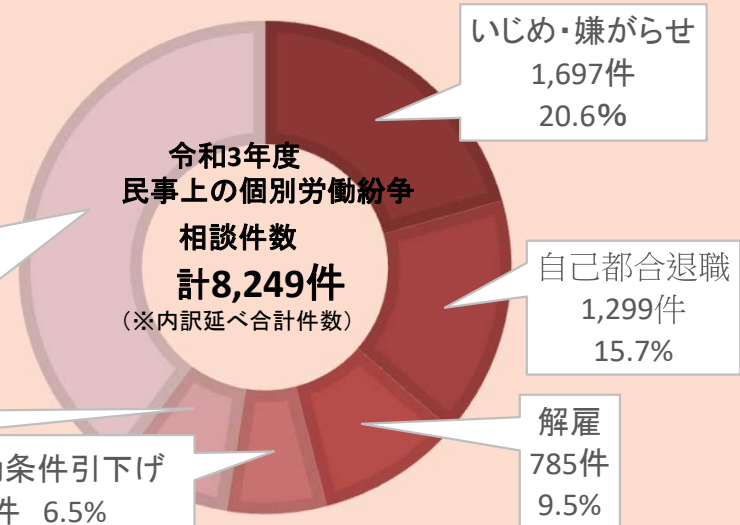
助言・指導申出件数 44件 あっせん申請件数 50件

ほか 計3,302件

賠償	452件
出向・配置転換	195件
雇止め	237件
雇用管理等	170件
懲戒処分	137件

退職勧奨
629件 7.6%

労働条件引下げ
537件 6.5%



労働行政の重点施策

3 雇用環境・均等担当部署の重点施策

(3) 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法関係の紛争解決の援助

・ 雇用環境・均等室に寄せられる個別労働紛争関係の相談に対し、紛争解決の援助及び調停制度の適切な説明を行うとともに、当事者の意見を尊重しつつ、紛争解決の援助・調停など円満な解決を支援するための必要な対応を行っている。

○個別労働紛争解決援助(令和4年度1月末現在)

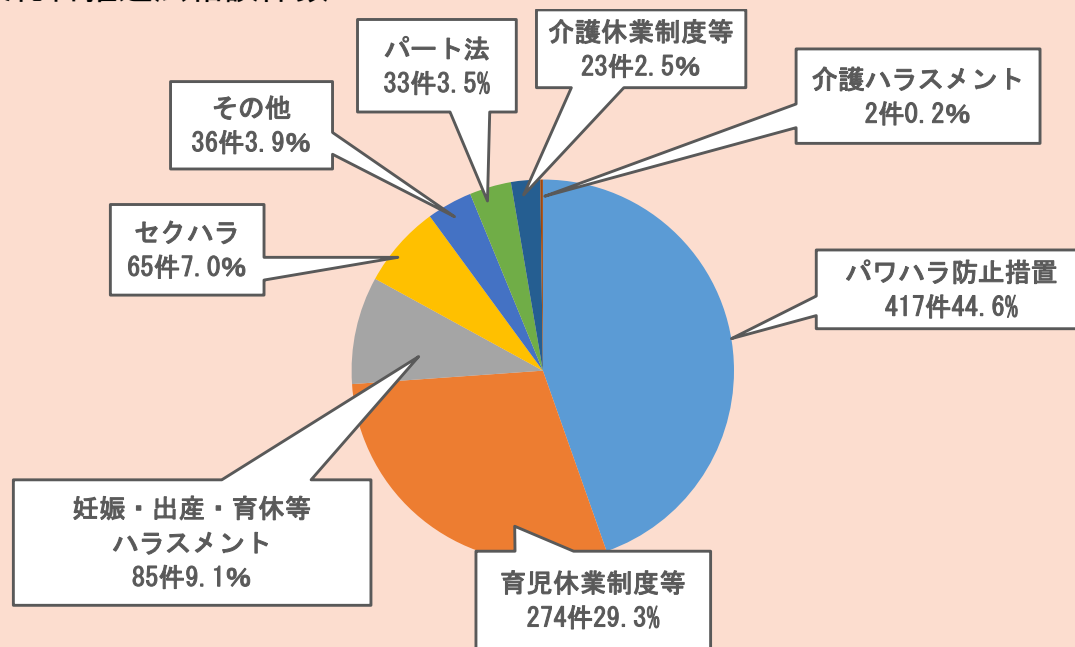
調停申請件数 4件

うちパワーハラスメント2件、セクシュアルハラスメント2件

援助申出受付件数 1件(妊娠を理由とする不利益取扱いの禁止1件)

<参考>

令和4年度上半期 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、労働施策総合推進法相談件数



計935件(※内訳延べ合計数)

労働行政の重点施策

4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

(1) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

- ・ 労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保等の観点から、関係行政機関、労働保険加入促進業務受託機関である全国労働保険事務組合連合会福島支部と連携して労働保険未手続事業の把握に努め、加入勧奨・手続き指導による成立の促進を図った。
- ・ 未手続事業解消のため、労働局ホームページへの掲載、署所窓口でのパンフレット等の随時配布のほか、県内の保健所及び年金事務所における許認可申請・更新時等の講習会や健康保険・厚生年金新規適用手続きの際に、労働保険に係るパンフレット等の配布を依頼するなど、周知広報活動を推進した。
- ・ 今年度の未手続事業一掃対策の推進に係る年間目標及び実績は、次のとおりである（令和5年1月末現在）。

	局			受託者		
	目標	結果	達成率	目標	結果	達成率
訪問による加入勧奨・ 手続き指導	150	103	68.7%	910	246	27.0%
加入勧奨後成立	70	48	68.6%	540	211	39.1%
新規未手続把握	130	54	41.5%	-	-	-
職権成立	5	0	0%	-	-	-

労働行政の重点施策

4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

(2) 労働保険料等の適正徴収等

○ 滞納事業場ごとに滞納保険料額と時効による消滅時期等を盛り込んだ管理表を作成し、組織的に個々の進捗状況や今後の方針等の管理を行いながら、以下により滞納額縮減に取り組んだ。

(ア) 納付督促

架電や文書による納付督促を実施し、それらに一度も反応が無い等、個別の事情がある場合は臨戸による訪問督促を実施し実態把握に努めた。

過年度の滞納金については、時効による消滅防止のため債務承認書・納付計画書を提出させ、定期的に履行状況を確認した。これらの納付督促に応じない滞納事業場については財産調査を実施し強制措置への移行を検討した。

(イ) 強制措置等の実施

納付督促によってもなお納付がなされない滞納事業場については、預貯金の差押えを実施した。納付資力の喪失等により長期間の納付計画によっても完納見込みのない滞納事業場については、滞納処分の執行停止等を適切に実施した。

○ 保険料徴収決定・収納状況

	令和4年度 (1月末現在)	令和3年度 (1月末現在)	前年度との比較 (増減)
保険料徴収決定額	361億1565万円	312億8116万円	48億3449万円
保険料収納額	269億4031万円	236億9718万円	32億4313万円
保険料収納率	74.59%	75.76%	△1.17ポイント
全国平均収納率	73.96%	73.87%	0.09ポイント

労働行政の重点施策

4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

(3) 電子申請の更なる利用促進

・ 令和2年4月から、資本金、出資金等の額が1億円を超える等の特定の法人について、労働保険年度更新申告の電子申請が義務化されていることから、年度更新申告書送付の際に周知用リーフレットを同封したほか、労働局ホームページへの掲載、署所窓口でのリーフレット配布、ポスター掲示等により周知広報を行った。

また、令和3年度電子申請義務化対象事業場のうち電子申請をしていない221事業場に対しては、年度更新期間前の5月に電子申請手続きに係る案内文を送付し、電子申請の利用促進に取り組んだ。

・ 5月の電子申請周知月間においては、福島県社会保険労務士会及び全国労働保険事務組合連合会福島支部に文書を送付し、会員事業場への更なる利用勧奨を依頼するなど、周知広報活動を推進した。

・ 年度更新申告期間(6～7月)においては、次年度以降の電子申請利用につながるよう、労働局内に「電子申請体験コーナー」を設置し、年度更新申告に来庁した事業主等に対し、電子申請利用促進相談員を活用して電子申請の操作を体験させ利用促進を図った。

体験者からは、行政機関に出向く必要がなく時間の制約もないため、紙の申請より便利との声があった一方で、電子証明書取得に係る費用や事前準備、操作方法並びに機能が改善されれば利用したいとの要望があった。

また、今年度の年度更新の電子申請では、e-Govの不具合により円滑に利用できない状態が発生し一般利用者から多くの問い合わせや苦情が寄せられたほか、体験コーナーにも影響を及ぼしたことから、本省には電子申請体験者からの要望に併せ、次年度以降、電子申請率の向上が図られるようシステムの改善等についても要望を行っている。

・ 上記取り組みによる効果もあり、令和4年度の労働保険事務組合委託事業を除く年度更新対象事業場26,661件のうち、電子申請件数は3,907件で、電子申請率は14.7%となり、昨年度の電子申請率12.8%から1.9ポイントの向上が見られた。